

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について

地方公共団体における各種ハラスメントの防止については、関係法律^(※1)及びこれらの法律に基づく各厚生労働省指針^(※2)に基づき、各種ハラスメントを防止するために雇用管理上の措置を講じなければならないこととされています。

また、「地方公共団体におけるパワーハラスメント対策の取組状況について」(令和2年10月2日付け総行女第40号)等において、各種ハラスメントの防止に向けて適切に対応いただくよう要請しているところです。

今般、当室において実施した令和3年6月1日現在の地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況調査結果(別添1及び別添2)によると、都道府県及び指定都市では全団体に措置が講じられている一方、市区町村においては、前回調査から措置を講じた団体数が増加しているものの、必要な措置が適切に講じられていない団体が未だに多く見られるところです。

各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況の如何を問わず、必ず講じなければならないものです。また、実施すべき具体的な取組は団体別に異なるものではなく、他団体における取組事例や人事院及び厚生労働省の公表資料等を参考にすることにより、速やかに着手できるものです。各地方公共団体におかれましては、改めて下記事項にご留意の上、各種ハラスメントの防止に向けて適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的助言)に基づくものです。

記

1 別添2-1から別添2-3の「1. 措置義務の履行状況」の各項目については、関係法律に基づき講ずべき雇用管理上の措置の内容として各厚生労働省指針において示されているもの

であることから、未措置の団体においては速やかに必要な措置を講じなければならないこと。

特に、周知・啓発に係る措置については、人事院及び厚生労働省のホームページに掲載のリーフレット等が活用可能なので、早急に講じること。

(人事院ホームページ「◇ハラスメント防止について」)

<https://www.jinji.go.jp/sekuhara/toppage.html>

(厚生労働省ホームページ「あかるい職場応援団」)

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

2 別添2-1から別添2-3の「2. 公務部門における上乘せ事項の対応状況」の各項目については、前記1に加え、国家公務員において人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)、人事院規則10-15(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等)及び人事院規則10-16(パワー・ハラスメントの防止等)等に基づき対応が求められている内容に係る地方公共団体の取組状況である。

「パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた対応について」(令和2年4月21日付け総行女第17号)において示しているとおり、地方公共団体においては、関係法律及び各厚生労働省指針を遵守した上で、公務の職場は各種ハラスメント対策の模範となるべきこと、職員がその能力を十分発揮できる勤務環境を保持することによって国民に質の高い行政サービスを実施するためにも各種ハラスメントを防止する必要があることといった公務職場特有の要請に応える観点から、これらの追加的な対応についても、各種ハラスメントの防止に向けて適切に取り組んでいただきたいこと。

3 別添2-1から別添2-3の「3. 第三者による紛争解決援助」については、職員が人事委員会又は公平委員会に対しても、各種ハラスメントに関する苦情相談を行うことができる旨の周知状況である。

地方公務員については、関係法律における都道府県労働局による紛争解決援助及び調停に関する規定が適用されないが、中立的で専門的な人事機関として地方公務員法(昭和25年法律第261号)に基づき設置される人事委員会又は公平委員会への苦情相談が可能であるため、これについても積極的に職員へ周知されたいこと。

4 前記1から3までの内容については、その実効性を確保するため、規則、要綱、指針等の文書により定めた上で職員に周知いただきたいこと。

前記1のうち、ハラスメントに係る言動を行った者について、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容については、文書に規定することとされていることに特にご留意いただきたいこと(別添2-1から別添2-3の「1. 措置義務の履行状況」の(2))。

なお、「地方公共団体におけるパワーハラスメント対策の取組状況について」(令和2年10月2日付け総行女第40号)において、厚生労働省指針で求められる措置及び人事院規則等を踏まえた追加的な対応を具体的に文書化している例として、岐阜県の事例を送付しているので、参考とされたい。

※1 関係法律

○パワーハラスメント

- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

○セクシュアルハラスメント

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

○妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）

※2 厚生労働省指針

○パワーハラスメント

- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

○セクシュアルハラスメント

- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）

○妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

- ・事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成28年厚生労働省告示第312号）
- ・子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成21年厚生労働省告示第509号）

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室企画係 川瀬、宮成
電話 03-5253-5546（直通）

地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況調査結果のポイント

【調査対象】 都道府県、指定都市及び市区町村（首長部局）

【調査時点】 令和3年6月1日現在

- 「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」を防止するための措置の実施状況は、都道府県及び指定都市では、全団体に措置が講じられている一方、市区町村においては、前回調査（※）から措置を講じた団体数が増加しているものの、必要な措置が適切に講じられていない団体が未だに多く見られる。

区分		パワーハラスメント		セクシュアルハラスメント		妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	
		全て履行	一部不履行・全て不履行	全て履行	一部不履行・全て不履行	全て履行	一部不履行・全て不履行
都道府県 (47団体)	今回調査	100% (47)	—	100% (47)	—	100% (47)	—
	前回調査	89.4% (42)	10.6% (5)	100% (47)	—	95.7% (45)	4.3% (2)
指定都市 (20団体)	今回調査	100% (20)	—	100% (20)	—	100% (20)	—
	前回調査	85.0% (17)	15.0% (3)	100% (20)	—	100% (20)	—
市区町村 (1,721団体)	今回調査	66.7% (1,148)	33.3% (573)	70.7% (1,217)	29.3% (504)	57.1% (982)	42.9% (739)
	前回調査	28.6% (493)	71.4% (1,228)	60.4% (1,040)	39.6% (681)	51.1% (879)	48.9% (842)
全体 (1,788団体)	今回調査	68.0% (1,215)	32.0% (573)	71.8% (1,284)	28.2% (504)	58.7% (1,049)	41.3% (739)
	前回調査	30.9% (552)	69.1% (1,236)	61.9% (1,107)	38.1% (681)	52.8% (944)	47.2% (844)

※ 「パワーハラスメント」の「前回調査」は、地方公共団体におけるパワーハラスメント対策の取組状況調査（令和2年6月1日現在）、「セクシュアルハラスメント」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」の「前回調査」は、令和2年度地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進に関する実態調査（令和2年10月1日現在）の結果より作成。なお、「前回調査」の「一部不履行・全て不履行」には、一部未回答の団体を含む。

パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】 都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）

【調査時点】 令和3年6月1日現在

1. 措置義務の履行状況	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) パワーハラスメントの内容と、パワーハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	82.2% (1,415)	17.8% (306)
(2) パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	72.2% (1,242)	27.8% (479)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.2% (1,535)	10.8% (186)
(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、パワーハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.0% (1,514)	12.0% (207)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.6% (1,576)	8.4% (145)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.1% (1,568)	8.9% (153)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.2% (1,570)	8.8% (151)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.8% (1,528)	11.2% (193)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	83.7% (1,440)	16.3% (281)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	81.4% (1,401)	18.6% (320)

パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	100% (47)	0% (0)	95.0% (19)	5.0% (1)	46.3% (797)	53.7% (924)
(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組	95.7% (45)	4.3% (2)	100% (20)	0% (0)	37.8% (651)	62.2% (1,070)
(3) 他の行政機関の職員からパワーハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	100% (47)	0% (0)	95.0% (19)	5.0% (1)	47.1% (810)	52.9% (911)
(4) 他の行政機関から(3)の求めがあった場合における必要な協力の実施	100% (47)	0% (0)	90.0% (18)	10.0% (2)	49.9% (859)	50.1% (862)

3. 第三者による紛争解決援助	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	46.1% (793)	53.9% (928)

4. 周知・啓発方法	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他
都道府県(47)	100% (47)	42.6% (20)	95.7% (45)	97.9% (46)	14.9% (7)
指定都市(20)	90.0% (18)	60.0% (12)	95.0% (19)	100% (20)	10.0% (2)
市区町村(1,721)	51.1% (880)	17.3% (297)	60.1% (1,035)	64.5% (1,110)	6.8% (117)

※ 該当する事案がない場合は、実際に事案が発生した際に措置義務を履行することができるかという観点で回答

※ 「4. 周知・啓発方法」については複数回答可

セクシュアルハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】 都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）

【調査時点】 令和3年6月1日現在

1. 措置義務の履行状況	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) セクシュアルハラスメントの内容と、セクシュアルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	84.3% (1,451)	15.7% (270)
(2) セクシュアルハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	76.9% (1,324)	23.1% (397)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	90.6% (1,560)	9.4% (161)
(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、セクシュアルハラスメントが現実に生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、セクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.9% (1,547)	10.1% (174)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	92.4% (1,590)	7.6% (131)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.9% (1,582)	8.1% (139)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	91.9% (1,582)	8.1% (139)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.8% (1,546)	10.2% (175)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	85.1% (1,464)	14.9% (257)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	83.0% (1,428)	17.0% (293)

セクシュアルハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	100% (47)	0% (0)	95.0% (19)	5.0% (1)	46.8% (805)	53.2% (916)
(2) 他の行政機関の職員からセクシュアルハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	100% (47)	0% (0)	95.0% (19)	5.0% (1)	47.8% (822)	52.2% (899)
(3) 他の行政機関から(2)の求めがあった場合における必要な協力の実施	100% (47)	0% (0)	90.0% (18)	10.0% (2)	50.8% (875)	49.2% (846)

3. 第三者による紛争解決援助	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	46.3% (796)	53.7% (925)

4. 周知・啓発方法	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他
都道府県(47)	100% (47)	42.6% (20)	95.7% (45)	97.9% (46)	12.8% (6)
指定都市(20)	90.0% (18)	60.0% (12)	95.0% (19)	100% (20)	10.0% (2)
市区町村(1,721)	51.1% (880)	17.3% (298)	60.5% (1,041)	62.2% (1,071)	6.7% (115)

※ 該当する事案がない場合は、実際に事案が発生した際に措置義務を履行することができるかという観点で回答

※ 「4. 周知・啓発方法」については複数回答可

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】 都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）

【調査時点】 令和3年6月1日現在

1. 措置義務の履行状況	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの内容、そうしたハラスメントの発生原因、ハラスメントがあってはならない旨の方針、制度等の利用ができることを明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	77.7% (1,337)	22.3% (384)
(2) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	60.3% (1,038)	39.7% (683)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	87.1% (1,499)	12.9% (222)
(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	86.3% (1,486)	13.7% (235)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.5% (1,541)	10.5% (180)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.2% (1,535)	10.8% (186)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.3% (1,537)	10.7% (184)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	87.3% (1,503)	12.7% (218)
(9) 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	85.4% (1,469)	14.6% (252)
(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	80.6% (1,387)	19.4% (334)
(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	78.7% (1,355)	21.3% (366)

妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) 他の行政機関の職員から妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	100% (47)	0% (0)	95.0% (19)	5.0% (1)	47.3% (814)	52.7% (907)
(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	100% (47)	0% (0)	90.0% (18)	10.0% (2)	50.2% (864)	49.8% (857)

3. 第三者による紛争解決援助	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村(1,721)	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	45.1% (776)	54.9% (945)

4. 周知・啓発方法	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他
都道府県(47)	100% (47)	42.6% (20)	95.7% (45)	95.7% (45)	10.6% (5)
指定都市(20)	90.0% (18)	60.0% (12)	95.0% (19)	100% (20)	10.0% (2)
市区町村(1,721)	46.1% (794)	16.3% (280)	55.3% (952)	58.2% (1,002)	6.3% (109)

※ 該当する事案がない場合は、実際に事案が発生した際に措置義務を履行することができるかという観点で回答

※ 「4. 周知・啓発方法」については複数回答可

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

団体名	パワーハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
	1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
	(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正な対応をする旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者、内容や状況に応じた適切に対応できるよう、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を適正に周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知						
北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○		
青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○		
岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○		
秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
島根県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「×」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

団体名	パワーハラスメントを防止するための取組																職員への周知・啓発方法									
	1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、社内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない				
	(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・処分の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、次職者、フリーランス等）に対する苦情に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
佐賀県	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	47	47	47	45	47	45	45	39	47	47	45	37	25	21	36										
	●:実施している(文書無)	0	0	0	2	0	2	2	8	0	0	2	8	22	26	11										
	×:実施していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0										
	○:該当する																47	20	45	46	7	0				

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

団体名	パワーハラスメントを防止するための取組																職員への周知・啓発方法																	
	1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助																	
	(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に罰則を規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切に対応できる旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、遅やかに被害者に対する配慮の措置を講じている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を講じている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、派遣労働者、フリーランス等）に対する言動に關する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害等から係る労働者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要の協力の実施	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要の協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない													
札幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														
仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
静岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
熊本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
合計	○:実施している(文書有)	20	20	20	20	20	19	20	19	20	20	17	16	7	6	12																		
	●:実施している(文書無)	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	4	12	12	8																		
	×:実施していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0																		
	○:該当する																18	12	19	20	2	0												

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助							
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのハラスメントや接客等から係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない		
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○				
北海道	小樽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	○	○	○	○		
北海道	旭川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
北海道	室蘭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	●	●	●	○	○	○	○	
北海道	釧路市	○	×	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	×	○	×	×	●	○	○	○	○	○	
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	●					
北海道	夕張市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	×	●	×		○			
北海道	岩見沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○			
北海道	網走市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○			
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	
北海道	苫小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	●	○	○	○			
北海道	稚内市	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○			
北海道	美瑛市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○				
北海道	芦別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○			
北海道	江別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	●	○	○	○	○	
北海道	赤平市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○	
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	
北海道	士別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
北海道	名寄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○		○			
北海道	三笠市	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○				○	
北海道	根室市	○	×	○	○	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
北海道	滝川市	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○				○	
北海道	砂川市	×	×	●	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○		○			
北海道	歌志内市	×	×	●	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○				○	
北海道	深川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
北海道	富良野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	×	○	○	○	○	○	
北海道	登別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	●	●	×	○	○	○	
北海道	恵庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北海道	伊達市	●	×	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	●	○			○	
北海道	北広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北海道	石狩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北海道	北斗市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北海道	新篠津村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○				○	
北海道	松前町	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○		
北海道	福島町	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○					
北海道	知内町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○					○
北海道	木古内町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○			○		

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況															3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、社内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない			
(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらす影響を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応を旨とした内容の周知・啓発を実施している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者や内容に応じて適切に対応できる体制を整え、ハラスメントが現実化している場合や、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を講じている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を講じている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じて周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からのハラスメントを受ける場合における当該職員に係る任意調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関からの求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知												
北海道	七飯町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x								o		
北海道	鹿部町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x								o		
北海道	森町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o						
北海道	八雲町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	o	o	o	o					
北海道	長万部町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	o	o	o	o					
北海道	江差町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	o	o	o	o	o					
北海道	上ノ国町	o	o	o	o	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	●	o				
北海道	厚沢部町	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	●	●	o		o	o		
北海道	乙部町	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	●	●	●	x				o	
北海道	奥尻町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	今金町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	せたな町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	●	x	●	●	x	o					
北海道	島牧村	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	寿都町	o	o	o	o	o	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x				o	
北海道	黒松内町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	●	o	x	x	x	o					
北海道	蘭越町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	二セコ町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	真狩村	●	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	o			o		
北海道	留寿都村	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	善茂別町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	o	●	●	x			o			
北海道	京極町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	倶知安町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	x	x	x	●	o	o					
北海道	共和町	o	o	o	●	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	x	x	x	x	x	o				o	
北海道	岩内町	x	o	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	泊村	●	o	o	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	●	●	●	x						
北海道	神恵内村	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	積丹町	o	o	o	●	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	古平町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	仁木町	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	o					
北海道	余市町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	赤井川村	o	o	o	●	o	o	o	o	o	o	●	o	x	x	x	●	●	●	o	o					
北海道	南幌町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	●	x	x	x	x	o					
北海道	奈井江町	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	上砂川町	●	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	●	●	●				o		
北海道	由仁町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	長沼町	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	栗山町	x	x	x	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	月形町	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	浦臼町	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o					
北海道	新十津川町	o	o	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	o					

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「o」:実施している(文書への記載有) 「●」:実施している(文書への記載無) 「x」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「o」:該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況														3. 第三者による紛争解決援助	4. 人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	5. 第三者による紛争解決援助	6. 第三者による紛争解決援助	7. 第三者による紛争解決援助	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない旨の周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正な対応を講じている旨の周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた対応ができるように、ハラスメントが現実化しないよう、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を確認している	(6) 事実関係ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を講じている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を講じている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じている	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、クライアント等）に対する言動に該当する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の取組	(4) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の取組						
北海道	妹背牛町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○				○
北海道	秩父別町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○				○
北海道	雨竜町	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	北竜町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	沼田町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	鷹栖町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	東神楽町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	
北海道	当麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	比布町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	
北海道	愛別町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	
北海道	上川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	東川町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	
北海道	美瑛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	上富良野町	●	○	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	中富良野町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	○			○	
北海道	南富良野町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	占冠村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	和寒町	●	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	剣淵町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	下川町	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	美深町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	音威子府村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	中川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	幌加内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	増毛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	小平町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	苫前町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	羽幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	初山別村	○	○	○	○	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○			○	
北海道	遠別町	×	○	×	×	●	●	●	●	○	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	天塩町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	猿払村	○	○	○	○	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○			○	
北海道	浜頓別町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	中頓別町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	
北海道	枝幸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
北海道	豊富町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	札文町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	利尻町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	利尻富士町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○	
北海道	幌延町	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「×」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の通知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に關する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に關する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への情報相談が可能な旨の周知								
北海道	美幌町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○					
北海道	津別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○				
北海道	斜里町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○					
北海道	清里町	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	×	×	×	×	×	○							
北海道	小清水町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○					
北海道	訓子府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○							
北海道	置戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●				○				
北海道	佐呂間町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○			
北海道	遠軽町	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●	●	●	●	×	○		○				
北海道	湧別町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○			
北海道	滝上町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○			
北海道	興部町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○					
北海道	西興部村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○			
北海道	雄武町	○	○	×	×	●	●	●	●	●	○	×	×	×	●	●	●				○			
北海道	大空町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	豊浦町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
北海道	社管町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○			
北海道	白老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
北海道	厚真町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	洞爺湖町	○	○	○	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	●	○	○	○	○	○				
北海道	安平町	○	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○	○				
北海道	むかわ町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○	○				
北海道	日高町	●	×	●	●	●	●	○	●	×	×	×	×	×	×	●			○	○				
北海道	平取町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
北海道	新冠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	浦河町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○					
北海道	様似町	×	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	●			○					
北海道	えりも町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	×							
北海道	新ひだか町	●	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×			○					
北海道	音更町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●	×	●	×				○				
北海道	士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
北海道	上士幌町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	●					○			
北海道	鹿追町	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●	×	○	●	●	●			○					
北海道	新得町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○					
北海道	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	●	○	○	○	○				
北海道	芽室町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	●	●	●					○			
北海道	中札内村	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○					
北海道	更別村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○			
北海道	大樹町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×					○			
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○					

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している（文書への記載有） 「●」:実施している（文書への記載無） 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

パワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワー・ハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法											
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況															2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらぬ方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に罰則する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には発生している場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当する可能性がある場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要の措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外が他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等) に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワー・ハラスメントや被害等から被害を受ける取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から(3)の求めがあった場合における必要の協力の実施	人事委員会・公平委員会への情報提供が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない						
北海道	幕別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	池田町	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	豊頃町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
北海道	本別町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
北海道	足寄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	陸別町	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
北海道	浦幌町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
北海道	釧路町	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
北海道	厚岸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	浜中町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
北海道	標茶町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	鶴居村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	白糠町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
北海道	別海町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	中標津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	標津町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
北海道	羅臼町	×	×	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合計	○:実施している(文書有)	88	94	85	70	74	75	77	59	77	76	26	17	15	11	14												
	●:実施している(文書無)	22	0	43	55	65	64	62	79	35	33	28	29	41	56	48												
	×:実施していない	68	84	50	53	39	39	39	40	66	69	124	132	122	111	116												
	○:該当する																	63	18	63	74	14	45					

※パワー・ハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応をする旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実化に生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知						
青森県	青森市	○	×	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○		○	○		
青森県	弘前市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	黒石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	五所川原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
青森県	十和田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	三沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	むつ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	つがる市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	平川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
青森県	平内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
青森県	今別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
青森県	外ヶ浜町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		○	○		○
青森県	鯉ヶ沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	深浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	西目屋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		○
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	板柳町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	鶴田町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○		○	○		
青森県	中泊町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○		○	○		○
青森県	野辺地町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	七戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		○	○		
青森県	六戸町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		○	○		○
青森県	横浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
青森県	東北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
青森県	六ヶ所村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		○	○		
青森県	おいらせ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	大間町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		○
青森県	東通村	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○		○	○		
青森県	風間浦村	○	○	○	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○		○	○		
青森県	佐井村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○		
青森県	三戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○		
青森県	五戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
青森県	田子町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		○	○		
青森県	南部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○		
青森県	陸上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○		
青森県	新郷村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○		○	○		

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるよう、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(11) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、次職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(12) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの苦しい迷惑行為に関する取組	(13) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(14) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
合計	○:実施している(文書有)	32	30	31	30	30	28	30	20	30	29	12	4	6	6	8										
	●:実施している(文書無)	1	0	2	4	6	8	6	13	3	3	5	2	9	9	5										
	×:実施していない	7	10	7	6	4	4	4	7	7	8	23	34	25	25	27										
	○:該当する																23	3	24	22	0	5				

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助										
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じていない場合であっても、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当する可能性がある場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合に於ける必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない					
岩手県	盛岡市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○							
岩手県	宮古市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	大船渡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	花巻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	北上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	久慈市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	遠野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	一関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	陸前高田市	×	×	●	×	●	●	●	●	●	●	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	釜石市	●	×	●	●	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	二戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	八幡平市	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	奥州市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	滝沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	雫石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	葛巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	岩手町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	紫波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	矢巾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	西和賀町	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	金ヶ崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	平泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	住田町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	大槌町	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	山田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	岩泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	田野畑村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	普代村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	軽米町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	野田村	●	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	九戸村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	洋野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	一戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	23	23	23	21	23	22	21	17	23	20	3	7	2	2	16											
	●:実施している(文書無)	5	0	5	6	5	7	7	12	6	5	6	6	13	15	11											
	×:実施していない	5	10	5	6	5	4	5	4	4	8	24	20	18	16	6											
	○:該当する																23	5	21	15	3	3					

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、社内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない旨の対策を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の対策・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○			○	○				
宮城県	塩竈市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●	○		○	○				
宮城県	気仙沼市	×	×	×	×	×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○			○				
宮城県	白石市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×			○					
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	●	●	○		○	○				
宮城県	角田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●			○	○				
宮城県	多賀城市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○		○	○				
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
宮城県	栗原市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○				
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		○	○				
宮城県	富谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×			○	○				
宮城県	蔵王町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○				
宮城県	七ヶ宿町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○				
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○				
宮城県	柴田町	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×								○
宮城県	川崎町	×	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×								○
宮城県	丸森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○							
宮城県	亶理町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○				
宮城県	山元町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×								○
宮城県	松島町	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○				
宮城県	七ヶ浜町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	×	●	●	×			○	○				
宮城県	利府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○				
宮城県	大和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	○		○	○				
宮城県	大郷町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×		○						
宮城県	大衡村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○				○		
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○					
宮城県	加美町	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×								○
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
宮城県	女川町	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○					
宮城県	漕三陸町	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×								○
合計	○:実施している(文書有)	23	23	24	21	17	14	19	13	21	21	7	6	3	4	5									
	●:実施している(文書無)	3	0	6	8	14	15	11	15	7	5	8	7	10	11	9									
	×:実施していない	8	11	4	5	3	5	4	6	6	8	19	21	21	19	20									
	○:該当する																18	6	21	21	1	5			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない		
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、次職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
秋田県	秋田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	○	○						
秋田県	能代市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	横手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○						
秋田県	大館市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○						
秋田県	男鹿市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○						
秋田県	湯沢市	●	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	×	○	○	○						
秋田県	鹿角市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	由利本荘市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	潟上市	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○						
秋田県	大仙市	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○						○
秋田県	北秋田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○						
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○						
秋田県	仙北市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○						
秋田県	小坂町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○						○
秋田県	上小阿仁村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○						○
秋田県	藤里町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○						○
秋田県	三種町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○						
秋田県	八峰町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○						○
秋田県	五城目町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○						○
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	井川町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○						○
秋田県	大湯村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	東成瀬村	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○						○
合計	○:実施している(文書有)	16	16	15	13	15	14	17	9	16	14	9	5	5	4	5											
	●:実施している(文書無)	2	0	4	6	5	5	3	9	0	2	2	3	4	6	2											
	×:実施していない	7	9	6	6	5	6	5	7	9	9	14	17	16	15	18											
	○:該当する																11	4	17	9	2	5					

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらかじめ定	(2) ハラスメントの行為者について、厳正	(3) 相談窓口をあらかじめ定	(4) 相談窓口が状況に応じて適切に	(5) 事実関係が迅速かつ正確に確認	(6) 事実関係ができた場合に、速やかに被害者	(7) 事実確認ができた場合に、行為者	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護	(10) 相談したこと、事実関係の	(1) 自ら雇用する労働者以外	(2) 他の事業主の雇用する労働者等	(3) 他の行政機関の職員	(4) 他の行政機関	人事委員会・公平委員会への	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
山形県	山形市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	米沢市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	鶴岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	酒田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
山形県	新庄市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	寒河江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	上山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	長井市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	天童市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	東根市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	尾花沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	南陽市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	山辺町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	中山町	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	河北町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	西川町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	朝日町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	大江町	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	大石田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	金山町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	最上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	舟形町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	真室川町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	大蔵村	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	鮭川村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	戸沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	高島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	川西町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	小国町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	白鷹町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	飯豊町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	三川町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	庄内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
山形県	遊佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
合計	○:実施している(文書有)	16	16	19	16	15	14	15	12	14	11	7	6	4	3	3	○	○	○	○	○	
	●:実施している(文書無)	6	0	12	14	15	16	14	17	11	11	5	4	7	10	6	○	○	○	○	○	
	×:実施していない	13	19	4	5	5	5	6	6	10	13	23	25	24	22	26	○	○	○	○	○	
	○:該当する																12	5	19	19	5	6

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している（文書への記載有） 「●」:実施している（文書への記載無） 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助							
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正な対応をする旨の通知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実化している場合のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動行為に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない		
福島県	福島市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○					
福島県	会津若松市	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○					
福島県	郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
福島県	いわき市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○					
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	●	●	●	○	○			
福島県	須賀川市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●	×					○
福島県	喜多方市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	○	×	×	×	×	○					
福島県	相馬市	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福島県	二本松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福島県	田村市	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	×					
福島県	南相馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	伊達市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○				
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福島県	桑折町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福島県	国見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	川俣町	×	×	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	大玉村	×	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○			○	
福島県	鏡石町	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	天栄村	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	下郷町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	檜枝岐村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○			○	
福島県	只見町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○			○	
福島県	南会津町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	北塩原村	×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	×	○	○				
福島県	西会津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○				
福島県	磐梯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	猪苗代町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	会津坂下町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○			○	
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	柳津町	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○			○	
福島県	三島町	●	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	金山町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	●	×	×	×	○	○			○	
福島県	昭和村	●	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○				
福島県	会津美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福島県	西郷村	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○			○	
福島県	泉崎村	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福島県	中島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福島県	棚倉町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
福島県	矢祭町	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○				

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない		
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのハラスメントや接客等から係る当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要の協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
福島県	塙町	○	○	○	●	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	鮫川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	石川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
福島県	玉川村	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
福島県	平田村	○	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
福島県	浅川町	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
福島県	古殿町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
福島県	三春町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
福島県	小野町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
福島県	広野町	×	×	×	●	●	●	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
福島県	楢葉町	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
福島県	富岡町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	×	●	×	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
福島県	川内村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
福島県	大熊町	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
福島県	双葉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	浪江町	●	○	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
福島県	葛尾村	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
福島県	新地町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
福島県	飯館村	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	27	31	25	19	22	21	21	14	22	22	9	7	5	3	2											
	●:実施している(文書無)	8	0	21	26	32	31	30	34	17	14	10	9	16	20	9											
	×:実施していない	24	28	13	14	5	7	8	11	20	23	40	43	38	36	48											
	○:該当する																22	10	12	26	1	14					

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応できる旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実化している場合のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
茨城県	水戸市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○		○	○		
茨城県	日立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○		○	○		
茨城県	土浦市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	×			○			
茨城県	古河市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○			
茨城県	石岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	○	○	○	○	○	
茨城県	結城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県	龍ヶ崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県	下妻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○		○	○	○	
茨城県	常総市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○	○		
茨城県	常陸太田市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●				○		
茨城県	高萩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
茨城県	北茨城市	○	×	○	●	○	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○			○			
茨城県	笠間市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○			
茨城県	取手市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○		
茨城県	牛久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	●				○		
茨城県	つくば市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
茨城県	ひたちなか市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×				○		
茨城県	鹿嶋市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×				○		
茨城県	潮来市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○	○	
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○	○	
茨城県	常陸大宮市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○	○	
茨城県	筑西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○			○	○		
茨城県	坂東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×				○		
茨城県	稲敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×				○		
茨城県	かすみがうら市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×				○		
茨城県	桜川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×				○		
茨城県	神栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○		
茨城県	行方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
茨城県	鉾田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○				○		
茨城県	つくばみらい市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●			○	○	○	
茨城県	小美玉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○	○	
茨城県	茨城町	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×						○
茨城県	大洗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○				○	○	
茨城県	城里町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×				○		
茨城県	東海村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
茨城県	大子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○			○	○	○	
茨城県	美浦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
茨城県	阿見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
茨城県	河内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○		

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じ適切に対応できるよう、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、次職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
茨城県	八千代町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○				○				
茨城県	五霞町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○				○			
茨城県	境町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○				○			
茨城県	利根町	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○				
合計	○:実施している(文書有)	33	31	33	26	32	28	30	26	31	29	8	6	4	4	9								
	●:実施している(文書無)	8	0	9	16	11	16	13	17	10	12	8	6	13	14	9								
	×:実施していない	3	13	2	2	1	0	1	1	3	3	28	32	27	26	26								
	○:該当する																18	10	31	28	1	1		

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動・行為に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	×	×	×	○	○	○	○		
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
栃木県	佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	●	×	○	○	○		
栃木県	鹿沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○		
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
栃木県	真岡市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
栃木県	大田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
栃木県	矢板市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○		
栃木県	那須烏山市	●	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●	×	×	×	○	○	○	○	○	
栃木県	下野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
栃木県	上三川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
栃木県	益子町	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
栃木県	茂木町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
栃木県	市貝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○		
栃木県	壬生町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
栃木県	高根沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
栃木県	那珂川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計	○:実施している(文書有)	21	23	20	17	18	17	19	9	20	17	5	2	5	3	4						
	●:実施している(文書無)	3	0	4	7	6	7	6	14	2	5	5	8	7	9	6						
	×:実施していない	1	2	1	1	1	1	0	2	3	3	15	15	13	13	15						
	○:該当する																14	4	18	21	4	0

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法																	
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助																	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の告知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正な対応をする旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口が担当者、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実生じていない場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の協力を要したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の労働者(他の事業主が雇用する労働者、派遣労働者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのハラスメントや接客等から係る被害者に対する調査の要請に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請の求め	(4) 他の行政機関から(3)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない												
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														
群馬県	高崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
群馬県	桐生市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○																	
群馬県	伊勢崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
群馬県	太田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
群馬県	沼田市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
群馬県	館林市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	●	×																	
群馬県	渋川市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
群馬県	富岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
群馬県	安中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
群馬県	みどり市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
群馬県	榛東村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○																	
群馬県	吉岡町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○																	
群馬県	上野村	○	×	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	神流町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	下仁田町	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	南牧村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	甘楽町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	中之条町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○																	
群馬県	長野原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	嬭恋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	草津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	高山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	東吾妻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	片品村	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	川場村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×																		
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	玉村町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	板倉町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	明和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	千代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	大泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
群馬県	邑楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	
合計	○:実施している(文書有)	22	22	20	17	20	17	18	11	19	19	5	6	3	3	4																		
	●:実施している(文書無)	5	0	11	14	11	14	13	19	9	8	9	6	11	13	9																		
	×:実施していない	8	13	4	4	4	4	4	5	7	8	21	23	21	19	22																		
	○:該当する																	9	7	25	17	2										4		

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に關する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に關する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
埼玉県	川越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	●	●	×	○	○	○	○		
埼玉県	熊谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	川口市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	×	○	○	○		
埼玉県	行田市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	秩父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	×	○	○	○		
埼玉県	所沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	飯能市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	加須市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	本庄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	東松山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	春日部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	羽生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	鴻巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	深谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	上尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	草加市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	越谷市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	蕨市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	入間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○		
埼玉県	朝霞市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	志木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	和光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	新座市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	桶川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	久喜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	北本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	八潮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	富士見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	三郷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	蓮田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	坂戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	幸手市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×				○		
埼玉県	鶴ヶ島市	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	×	×	○				○		
埼玉県	日高市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	吉川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	白岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○		
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「×」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要の措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、次従事者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
埼玉県	三芳町	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○									
埼玉県	毛呂山町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○						○			
埼玉県	越生町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	×	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	滑川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	嵐山町	○	○	●	●	●	●	○	●	●	●	×	×	×	●	●	○	○	○	○					
埼玉県	小川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○									
埼玉県	川島町	●	×	●	×	●	●	●	●	×	×	●	×	●	●	×									
埼玉県	吉見町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×						○			
埼玉県	鳩山町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○						○			
埼玉県	ときがわ町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	×	×						○			
埼玉県	横瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×									
埼玉県	皆野町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●									
埼玉県	長瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×									
埼玉県	小鹿野町	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×						○			
埼玉県	東秩父村	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×									
埼玉県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×									
埼玉県	神川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×									
埼玉県	上里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×									
埼玉県	寄居町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×									
埼玉県	宮代町	×	○	×	×	●	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×									
埼玉県	杉戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●									
埼玉県	松伏町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●									
合計	○:実施している(文書有)	52	51	50	47	51	47	52	40	49	51	22	12	6	5	12									
	●:実施している(文書無)	4	0	9	11	11	13	10	19	7	6	13	11	22	23	11									
	×:実施していない	6	11	3	4	0	2	0	3	6	5	27	39	34	34	39									
	○:該当する																32	11	47	48	0	2			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらさない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正に対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の協力を求めたこと等を理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に關する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワハラハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に關する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
千葉県	銚子市	○	○	○	○	○	●	○	●	○	○	●	×	●	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	市川市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	船橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	館山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	木更津市	×	×	×	●	●	○	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	松戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	野田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	茂原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	成田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	佐倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	東金市	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
千葉県	旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
千葉県	習志野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	柏市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
千葉県	勝浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	市原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	流山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	八千代市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	我孫子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	鴨川市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	
千葉県	鎌ヶ谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	君津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	富津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	浦安市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	四街道市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	八街市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	印西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	白井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	富里市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	南房総市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	匝瑳市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	香取市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	山武市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	いすみ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	大網白里市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	酒々井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	神崎町	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	多古町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「×」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法																					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助																					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速行に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワハラメントや接客等から係る任意権者に係る任意権行使に対する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要の協力の実施	人事委員会・公平委員会への情報提供が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない																
千葉県	東庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	九十九里町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	芝山町	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	横芝光町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	一宮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	睦沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	長生村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	白子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	長柄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	長南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	大多喜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	御宿町	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	鋸南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合計	○:実施している(文書有)	48	48	47	38	45	43	47	35	46	44	23	10	12	10	8																						
	●:実施している(文書無)	2	0	3	12	7	8	4	13	4	6	9	17	17	23	13																						
	×:実施していない	3	5	3	3	1	2	2	5	3	3	21	26	24	20	32																						
	○:該当する																																					

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応・処分の内容を規則等の文書で規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できる旨の対応・処分の内容を規則等の文書で規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動・行為に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への情報相談が可能な旨の周知									
東京都(区)	千代田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	中央区	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	港区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	新宿区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	文京区	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	台東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	墨田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	江東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	品川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	目黒区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	大田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
東京都(区)	世田谷区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	渋谷区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	中野区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	杉並区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	豊島区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	北区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	荒川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	板橋区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	練馬区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	足立区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	葛飾区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	江戸川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	23	23	23	19	21	20	21	17	22	21	18	15	11	10	11									
	●:実施している(文書無)	0	0	0	4	2	3	2	6	1	2	2	1	5	7	3									
	×:実施していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	7	6	9									
	○:該当する																17	10	21	23	0	0			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助									
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実化している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を遂行している	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じて周知している	(10) 相談したこと、事実確認の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害等から関係する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の取組	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合ににおける必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない				
東京都(市町村)	八王子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○						
東京都(市町村)	立川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	×	○	○	○	○	○	○				
東京都(市町村)	武蔵野市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	三鷹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	青梅市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	府中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	昭島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	調布市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	町田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	小金井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	小平市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	日野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	東村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	国分寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	国立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	福生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	狛江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	清瀬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	東久留米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	武蔵村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	多摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	稲城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	羽村市	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	あきる野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	西東京市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	瑞穂町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	日の出町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	檜原村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	奥多摩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	利島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	新島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	神津島村	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	三宅村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	御蔵島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	八丈町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	青ヶ島村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	小笠原村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合計	○:実施している(文書有)	31	32	31	29	30	28	30	22	30	30	17	13	14	9	13										
	●:実施している(文書無)	2	0	4	6	5	7	5	11	4	4	5	6	7	12	8										
	×:実施していない	6	7	4	4	4	4	4	6	5	5	17	20	18	18	18										
	○:該当する																	24	11	28	31	5	3			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況															3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない				
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者に対しては、厳正な対応を規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実や発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護すること、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、クライアント等）に対する苦情の取組に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワハラや客等からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の取組	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	平塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	鎌倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	藤沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	小田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	逗子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	三浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	秦野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	厚木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	伊勢原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	海老名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	座間市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	南足柄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	綾瀬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	葉山町	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	寒川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	大磯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	中井町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	大井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	松田町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	山北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	開成町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	箱根町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	真鶴町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	湯河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	愛川町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
神奈川県	清川村	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	20	22	22	19	20	16	19	14	22	19	11	6	4	4	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	●:実施している(文書無)	7	0	5	10	9	12	10	14	6	7	9	12	18	18	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	×:実施していない	3	8	3	1	1	2	1	2	2	4	10	12	8	8	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○:該当する																23	7	21	26	3	1					

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、社内イントラネット	研修・講習
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化した。管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に罰則等の内容を規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者、内容や状況に応じた適切に対応できるよう、ハラスメントが現実生じている場合や、ハラスメントに該当する可能性がある場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要となる措置を講じて周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に必要となる調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合に必要となる協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
新潟県	長岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○			
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	柏崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	新発田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	十日町市	●	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
新潟県	見附市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	村上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	妙高市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	上越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	佐渡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	聖籠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	弥彦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	田上町	×	×	○	×	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	出雲崎町	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
新潟県	湯沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	津南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟県	関川村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
新潟県	粟島浦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計	○:実施している(文書有)	25	25	26	25	25	24	25	23	24	23	10	8	9	8	7							
	●:実施している(文書無)	1	0	2	1	2	2	2	3	2	3	5	8	8	11	8							
	×:実施していない	3	4	1	3	2	3	2	3	3	3	14	13	12	10	14							
	○:該当する																18	4	24	19	1	1	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、次職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワハラハラスメントや被害等から係る任務権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関の職員からの求めがあった場合に必要は協力の実施	(4) 他の行政機関の職員からの求めがあった場合に必要は協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
富山県	富山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○			○	○					
富山県	高岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	魚津市	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	×	○		○	○				
富山県	氷見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	滑川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	黒部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	砺波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	小矢部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	南砺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	射水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	舟橋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	上市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	立山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	入善町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	朝日町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	14	14	13	13	12	9	12	10	11	13	5	3	1	0	7										
	●:実施している(文書無)	0	0	2	2	3	6	3	5	3	1	7	4	14	14	2										
	×:実施していない	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	8	0	1	6									
	○:該当する																	12	3	13	8	0	0			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようなし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したことで、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや接客等からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への情報開示が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
石川県	金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○
石川県	七尾市	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	○	×	●	●	●	○	○	○	○	○	○
石川県	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
石川県	輪島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	珠洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	羽咋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	かほく市	×	○	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
石川県	白山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	×	○	○	○	○	○	○	○
石川県	川北町	○	×	●	●	●	●	●	○	●	●	●	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
石川県	津幡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	内灘町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	宝達志水町	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○
石川県	中能登町	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○
石川県	穴水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	能登町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	16	17	13	11	11	12	12	10	12	12	8	2	4	4	6						
	●:実施している(文書無)	2	0	6	7	6	5	5	7	4	4	5	7	8	8	7						
	×:実施していない	1	2	0	1	2	2	2	2	3	3	6	10	7	7	6						
	○:該当する																6	1	13	17	0	0

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切に対応できるようなし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害等から係る当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
福井県	福井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○					
福井県	敦賀市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					
福井県	小浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					
福井県	大野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	○	○	○					
福井県	勝山市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
福井県	鯖江市	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○					
福井県	あわら市	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	○	○	○					
福井県	越前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
福井県	坂井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					
福井県	永平寺町	●	×	●	●	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○					
福井県	池田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○					
福井県	南越前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
福井県	越前町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○					○
福井県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
福井県	高浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					
福井県	おおい町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○					
福井県	若狭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○					
合計	○:実施している(文書有)	15	15	15	9	11	8	13	5	12	12	3	3	0	0	0	0								
	●:実施している(文書無)	1	0	1	7	4	7	2	9	2	2	3	3	7	7	5									
	×:実施していない	1	2	1	1	2	2	2	3	3	3	11	11	10	10	12									
	○:該当する																	9	1	12	10	0		1	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない		
(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応をする旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実にならしている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に關する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に關する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
山梨県	甲府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○		○					
山梨県	富士吉田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	×	○	○	○				
山梨県	都留市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	×	○	○	○				
山梨県	山梨市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○					
山梨県	大月市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
山梨県	韮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○				
山梨県	南アルプス市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	×	●	×	○	○	○				
山梨県	北杜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山梨県	甲斐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山梨県	笛吹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山梨県	上野原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				
山梨県	甲州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山梨県	中央市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				
山梨県	市川三郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				
山梨県	早川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
山梨県	身延町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
山梨県	南部町	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
山梨県	富士川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
山梨県	昭和町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山梨県	道志村	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○			○	
山梨県	西桂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				
山梨県	忍野村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○			○	
山梨県	山中湖村	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
山梨県	鳴沢村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○			○	
山梨県	富士河口湖町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
山梨県	小菅村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			○	
山梨県	丹波山村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			○	
合計	○:実施している(文書有)	19	19	18	16	18	16	18	18	18	18	18	8	3	3	4	3								
	●:実施している(文書無)	1	0	7	8	4	6	4	3	3	3	7	12	9	9	8									
	×:実施していない	7	8	2	3	5	5	5	6	6	6	12	12	15	14	16									
	○:該当する																	4	3	17	18	1		5	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している(文書への記載有) 「●」:実施している(文書への記載無) 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応を目的とした方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じていない場合であっても、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の確証に協力したことを理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
長野県	長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×			○	○		
長野県	松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●			○	○		
長野県	上田市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	×	○	○	○		
長野県	飯田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●		○	○		
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	●		○	○		
長野県	須坂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	×	×	○		○	○		
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	●	○		○	○		
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○		○	○		
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○		
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○		
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○	○		
長野県	飯山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○		○	○		
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	千曲市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○			○	○		
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	小海町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	川上村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	南牧村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	○		○	○		○
長野県	南相木村	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	○		○	○		○
長野県	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	御代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	立科町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	青木村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	×	×	×	○		○	○		
長野県	長和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	富士見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		○
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
長野県	箕輪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	飯島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○		○	○		
長野県	南箕輪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	中川村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	×	×	×	○		○	○		
長野県	宮田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	松川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		○	○		

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「×」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない		
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者に対しては、厳正な対応・処分の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
長野県	高森町	○	○	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○						
長野県	阿南町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										○
長野県	阿智村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										○
長野県	平谷村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	根羽村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										○
長野県	下條村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										○
長野県	売木村	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	天龍村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	泰阜村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	喬木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	豊丘村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	大鹿村	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	上松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	南木曾町	×	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	木祖村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	王滝村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										○
長野県	大桑村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	木曾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	麻績村	×	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	生坂村	●	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	山形村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	朝日村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	筑北村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	池田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	松川村	●	×	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	白馬村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	小谷村	×	×	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	坂城町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										○
長野県	小布施町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	高山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	山ノ内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	木島平村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	野沢温泉村	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●										○
長野県	信濃町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	小川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	飯綱町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○
長野県	栄村	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										○
合計	○:実施している(文書有)	47	49	44	38	44	41	45	32	43	41	11	10	6	5	8									
	●:実施している(文書無)	17	0	26	29	26	28	25	34	25	24	26	17	32	35	31									
	×	13	28	7	10	7	8	7	11	9	12	40	50	39	37	38									
	○:該当する																								
																	27	13	38	56	7	5			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法											
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助											
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない						
岐阜県	岐阜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	×	×	○	○	○	○	○						
岐阜県	大垣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○						
岐阜県	高山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	多治見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	●	○	○	○	○						
岐阜県	関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	中津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	美濃市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○						
岐阜県	瑞浪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○						
岐阜県	羽島市	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○						
岐阜県	恵那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	美濃加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○						
岐阜県	土岐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	各務原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	可児市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	山県市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○						
岐阜県	瑞穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○						
岐阜県	飛騨市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	本巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	郡上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	下呂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	海津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	岐南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○						
岐阜県	笠松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	養老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○						
岐阜県	垂井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	関ヶ原町	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	神戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	輪之内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○						
岐阜県	安八町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	揖斐川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	大野町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	×	○	○						
岐阜県	池田町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○						
岐阜県	北方町	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						
岐阜県	坂祝町	●	×	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	●	○	○						○
岐阜県	富加町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○						
岐阜県	川辺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
岐阜県	七宗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
岐阜県	八百津町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
岐阜県	白川町	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
岐阜県	東白川村	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	○	○	○	○	○						○

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるよう、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、次職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
岐阜県	御嵩町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○						
岐阜県	白川村	●	×	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○				○	○					
合計	○:実施している(文書有)	33	33	32	31	31	32	32	23	32	30	14	8	9	8	15										
	●:実施している(文書無)	6	0	8	8	8	8	6	15	7	7	8	9	14	15	8										
	×:実施していない	3	9	2	3	3	2	4	4	3	5	20	25	19	19	19										
	○:該当する																25	5	26	27	5	2				

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況															3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、社内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応・処分の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実化している場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受ける場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
静岡県	沼津市	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	×	×	×	●	×	○		○	○			
静岡県	熱海市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
静岡県	富士宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
静岡県	伊東市	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○		
静岡県	富士市	×	×	○	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○		
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
静岡県	焼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
静岡県	藤枝市	●	○	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○		
静岡県	御殿場市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
静岡県	袋井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
静岡県	下田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○		
静岡県	湖西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
静岡県	伊豆市	○	○	×	×	●	●	●	●	×	●	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
静岡県	御前崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	菊川市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
静岡県	伊豆の国市	●	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	牧之原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
静岡県	東伊豆町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	河津町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	南伊豆町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	松崎町	×	×	○	●	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	西伊豆町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	函南町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	●	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	長泉町	×	×	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	小山町	●	×	●	●	●	●	●	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	吉田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	川根本町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計	○:実施している(文書有)	20	21	20	16	18	13	16	14	17	16	9	7	5	5	15							
	●:実施している(文書無)	7	0	9	13	11	16	12	15	7	7	6	8	9	10	11							
	×:実施していない	6	12	4	4	4	4	5	4	9	10	18	18	19	18	7							
	○:該当する																24	7	20	25	1	2	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実関係ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に關する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に關する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要な協力の実施	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
愛知県	豊橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○			○					
愛知県	岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	×	×	○	○			○				
愛知県	一宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
愛知県	瀬戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	
愛知県	半田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
愛知県	春日井市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	●	●	○		○	○	○	○	
愛知県	豊川市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
愛知県	津島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
愛知県	碧南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	●	×		○	○	○	○	
愛知県	刈谷市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
愛知県	豊田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	●	×	○	○	○	○	○	
愛知県	安城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	×	×	×		○	○	○	○	
愛知県	西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○	○	○	
愛知県	蒲郡市	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	犬山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	×	×		○	○	○	○	
愛知県	常滑市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	○	○	○	○	○	○	
愛知県	江南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	稲沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	新城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	東海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○	○	○	
愛知県	大府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	知多市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	知立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		○	○	○	○	
愛知県	尾張旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	高浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		○	○	○	○	
愛知県	岩倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		○	○	○	○	
愛知県	豊明市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○	○	○	
愛知県	日進市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○	○	○	
愛知県	田原市	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○		○	○	○	○	
愛知県	愛西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	清須市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	北名古屋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×		○	○	○	○	
愛知県	弥富市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○		○	○	○	○	
愛知県	みよし市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		○	○	○	○	
愛知県	あま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	長久手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	東郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		○	○	○	○	
愛知県	豊山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	大口町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している（文書への記載有） 「●」:実施している（文書への記載無） 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況															3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない				
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワハラメントや被害等から係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
愛知県	扶桑町	○	○	○	●	○	●	○	●	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○	○	○						
愛知県	大治町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
愛知県	蟹江町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
愛知県	飛鳥村	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×					○	
愛知県	阿久比町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○						
愛知県	東浦町	○	○	○	●	●	●	○	●	●	○	×	×	×	×	×	●	○									
愛知県	南知多町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	●	○	○	○	○						
愛知県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○						
愛知県	武豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○						
愛知県	幸田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
愛知県	設楽町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	●	○	○	○	○	○			○		○	
愛知県	東栄町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	●	×	×	●	×	●	●	×	○	○	○						
愛知県	豊根村	○	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	○	○	○	○			○			
合計	○:実施している(文書有)	49	48	48	34	43	37	46	27	45	43	10	9	2	1	12											
	●:実施している(文書無)	0	0	4	18	9	15	6	24	6	7	15	15	23	26	15											
	×:実施していない	4	5	1	1	1	1	1	2	2	3	28	29	28	26	26											
	○:該当する																	36	9	37	39	9	0				

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況															3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応・処分の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワハラハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
三重県	津市	○	○	○	●	●	●	○	●	○	●	●	×	●	●	○	○		○					
三重県	四日市市	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○		○	○				
三重県	伊勢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
三重県	松阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○		○	○				
三重県	鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	×	○	○	●	○	×	×	×	×	○		○	○				
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○				
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○		○	○				
三重県	亀山市	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×							○	
三重県	鳥羽市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○	○				
三重県	熊野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	×	×	○	○		○	○				
三重県	いなべ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	
三重県	伊賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
三重県	木曽岬町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●								
三重県	東員町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
三重県	菟野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○				
三重県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○			○	
三重県	川越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				
三重県	多気町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○				
三重県	明和町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○	○				
三重県	大台町	×	○	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○	
三重県	玉城町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○			○		
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○			○	
三重県	大紀町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○	
三重県	南伊勢町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	×	●			○	○				
三重県	紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				
三重県	御浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○				
三重県	紀宝町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○			○	○				
合計	○:実施している(文書有)	20	21	20	17	18	16	18	15	19	15	6	4	3	2	8								
	●:実施している(文書無)	5	0	7	9	8	9	8	11	6	7	8	3	8	9	6								
	×:実施していない	4	8	2	3	3	4	3	3	4	4	7	15	22	18	18	15							
	○:該当する																	14	5	18	23	3	3	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助									
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に罰則する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようなし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実関係ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護し、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない				
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	×	○	○	○						
滋賀県	彦根市	○	×	○	●	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○						
滋賀県	長浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
滋賀県	近江八幡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
滋賀県	守山市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○					○	
滋賀県	栗東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○						
滋賀県	甲賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
滋賀県	野洲市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	○						
滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○						
滋賀県	高島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
滋賀県	東近江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
滋賀県	米原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○						
滋賀県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○						
滋賀県	竜王町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○						
滋賀県	愛荘町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
滋賀県	豊郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○						
滋賀県	甲良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
滋賀県	多賀町	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○	○						
合計	○:実施している(文書有)	17	16	17	15	17	17	17	17	12	17	16	5	5	4	3	4									
	●:実施している(文書無)	2	0	2	3	2	2	2	2	6	2	3	8	4	9	10	7									
	×:実施していない	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	6	10	6	6	8									
	○:該当する																	12	4	11	18	2	0			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワー・ハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助										
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応・処分の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には発生している場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の人（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動や行為に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワハラやハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要の協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない					
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	●	○	○	○	○							
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
京都府	綾部市	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
京都府	宇治市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	○	○	○	○						
京都府	宮津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○						
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
京都府	城陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
京都府	長岡京市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○						
京都府	八幡市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○		○				
京都府	南丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○			○			
京都府	大山崎町	×	×	●	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○						○
京都府	久御山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○			○			
京都府	井手町	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						○
京都府	宇治田原町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○						
京都府	笠置町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
京都府	和束町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○						
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	
京都府	南山城村	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○			○			
京都府	京丹波町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			○			
京都府	伊根町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○						
京都府	与野野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○			○			
合計	○:実施している(文書有)	21	19	21	17	19	17	17	15	19	20	7	8	4	4	7											
	●:実施している(文書無)	2	0	4	7	5	7	7	9	2	1	4	2	7	9	4											
	×:実施していない	2	6	0	1	1	1	1	1	4	4	14	15	14	12	14											
	○:該当する																16	2	14	15	1					2	

※パワー・ハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助									
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらさない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正な対応をする旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実化している場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない				
大阪府	岸和田市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
大阪府	豊中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	池田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○					
大阪府	吹田市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	泉大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○					
大阪府	高槻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	○	○	×	○	○	○	○					
大阪府	貝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	×	○	○	○	○					
大阪府	守口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	枚方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
大阪府	茨木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	八尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	泉佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	富田林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	寝屋川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	松原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	大東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	和泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	箕面市	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	柏原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	羽曳野市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	門真市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	摂津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	高石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	藤井寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	東大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	泉南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	四條畷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
大阪府	交野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	大阪狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	阪南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	島本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	能勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	忠岡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	熊取町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	田尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	岬町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	太子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
大阪府	河南町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法																				
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助																				
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわな方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じ適切に対応できるようなし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用主の労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、次職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない															
大阪府	千早赤阪村	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計	○:実施している(文書有)	39	38	37	28	37	34	36	27	35	33	17	13	18	17	14																					
	●:実施している(文書無)	1	0	3	12	4	7	5	14	5	7	10	13	13	15	12																					
	×:実施していない	1	3	1	1	0	0	0	0	0	1	1	14	15	10	9	15																				
	○:該当する																																				

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法											
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない			
(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらす影響の予測を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正な対応を行う旨の告知・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切な対応できるように、ハラスメントが現実化している場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実関係ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を講じている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を講じている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じている	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要の協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知														
兵庫県	姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	尼崎市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	洲本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	芦屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	相生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	豊岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	加古川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	西脇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	三木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	高砂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	川西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	小野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	三田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	加西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	丹波篠山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	養父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	丹波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	淡路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	宍粟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	加東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	たつの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	猪名川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	多可町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	稲美町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
兵庫県	播磨町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	市川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	福崎町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
兵庫県	神河町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	太子町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	上郡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	佐用町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	香美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	新温泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している（文書への記載有） 「●」:実施している（文書への記載無） 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるよう、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、次職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
合計	○:実施している(文書有)	38	37	38	35	38	35	37	28	37	36	10	7	4	5	13									
	●:実施している(文書無)	1	0	2	5	2	4	3	11	3	4	9	7	18	18	12									
	×:実施していない	1	3	0	0	0	1	0	1	0	0	21	26	18	17	15									
	○:該当する																30	7	30	32	2	0			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらさない等の資料を整理し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者にたいしては、厳正な対応を目的とした内容を含んだ文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切な対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができるときは、速やかに被害者に対する配慮の措置を講じている	(7) 事実確認ができるときは、行為者に対する措置を講じている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じている	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からパワーハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合には対応の必要な取組の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
奈良県	奈良市	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	×	○	○	○	○	○						
奈良県	大和高田市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	大和郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	天理市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	橿原市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	桜井市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	五條市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	御所市	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	生駒市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	香芝市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	葛城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	宇陀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	山添村	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	平群町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	三郷町	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	斑鳩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	安堵町	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	川西町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	三宅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	田原本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	曾爾村	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	御杖村	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	高取町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	明日香村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	上牧町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	王寺町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	広陵町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	河合町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	吉野町	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	大淀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	下市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	黒滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	天川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	野迫川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	十津川村	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	下北山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	上北山村	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	川上村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	東吉野村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合計	○:実施している(文書有)	25	26	22	21	22	20	22	19	23	22	9	6	11	11	10								
	●:実施している(文書無)	7	0	11	11	17	19	17	20	10	10	11	6	13	13	12								
	×:実施していない	7	13	6	7	0	0	0	0	6	7	19	27	15	15	17								
	○:該当する																18	8	17	24	0	5		

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している（文書への記載有） 「●」:実施している（文書への記載無） 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況															3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応・処分の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者や状況に応じた適切な対応ができるようにし、ハラスメントが現実化に生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(11) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(12) 他の事業主の雇用する労働者等からのハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(13) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要な調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
和歌山県	和歌山市	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	x	○	●	●	●				○				
和歌山県	海南市	x	x	x	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x							○
和歌山県	橋本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x		○	○				
和歌山県	有田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	x	○					
和歌山県	御坊市	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	x	x	x	x	x	○					
和歌山県	田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	●	x	○	x						
和歌山県	新宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x						
和歌山県	岩出市	x	○	x	x	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x						
和歌山県	紀美野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x						
和歌山県	かつらぎ町	x	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	●	●	●	●	x	○					
和歌山県	九度山町	●	x	○	○	○	○	○	○	x	○	○	○	x	x	x	x	●		○	○	○	○	
和歌山県	高野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	●	○	x	○						
和歌山県	湯浅町	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	●	●	●						
和歌山県	広川町	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○					
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x						
和歌山県	美浜町	●	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
和歌山県	日高町	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						○
和歌山県	由良町	x	x	x	x	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x						
和歌山県	印南町	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x						○
和歌山県	みなべ町	x	x	●	x	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	●	x	x	○					
和歌山県	日高川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x						
和歌山県	白浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x						
和歌山県	上富田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	○					
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	○						
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x						
和歌山県	太地町	x	x	x	x	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x						○
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	北山村	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x						
和歌山県	串本町	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	x	x	x	x	x	x						
合計	○:実施している(文書有)	17	19	21	15	18	16	16	16	11	19	16	4	4	2	3	2							
	●:実施している(文書無)	5	0	4	10	11	13	13	16	4	6	4	6	7	10	6								
	x:実施していない	8	11	5	5	1	1	1	3	7	8	22	20	21	17	22								
	○:該当する																							

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している（文書への記載有） 「●」:実施している（文書への記載無） 「x」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他
(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正な対応、発覚時の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるよう、ハラスメントが現実にならな生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を講じている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を講じている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、次継ぎ、フリーランス等)に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワハラハラスメントや接客等から係る当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から(3)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
鳥取県	鳥取市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	米子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	境港市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	若桜町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	湯梨浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	日吉津村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	大山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	南郷町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	17	17	18	16	16	14	15	14	17	15	3	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	●:実施している(文書無)	2	0	1	3	3	5	4	5	2	4	3	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	×:実施していない	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13	17	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	○:該当する																							

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようなし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の人（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者から被害者に対する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
島根県	松江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	浜田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	出雲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	益田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	大田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	安来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	江津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	雲南市	●	×	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○
島根県	奥出雲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	飯南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	川本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	美郷町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○
島根県	色南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	津和野町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○
島根県	吉賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	海士町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
島根県	西ノ島町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	知夫村	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
島根県	隠岐の島町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
合計	○：実施している（文書有）	12	13	14	13	10	11	12	7	11	11	3	0	1	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	●：実施している（文書無）	3	0	4	5	8	7	5	9	5	4	4	8	5	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	×：実施していない	4	6	1	1	1	1	2	3	3	4	12	11	13	13	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	○：該当する																									

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正な対応をする旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	○	○					
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○				
岡山県	玉野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○				○
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	備前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
岡山県	瀬戸内市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
岡山県	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	美作市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
岡山県	和気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	早島町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	里庄町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	矢掛町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	新庄村	●	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	勝央町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	奈義町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
岡山県	西栗倉村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	美咲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	18	18	19	18	19	17	18	15	19	18	9	7	6	3	3							
	●:実施している(文書無)	4	0	5	7	6	8	7	9	4	4	7	10	9	12	9							
	×	4	8	2	1	1	1	1	2	3	4	10	9	11	11	14							
	○:該当する																14	5	19	16	4	0	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応・処分の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切に対応できる体制を整備し、ハラスメントが現実化している場合や、ハラスメントに該当するおそれがある場合や、ハラスメントに該当するおそれがある場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
広島県	呉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	●			○	○					
広島県	竹原市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○	○				
広島県	三原市	×	○	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	●	×			○	○				
広島県	尾道市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	●	○	○		○	○				
広島県	福山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○				
広島県	府中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
広島県	三次市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○				
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
広島県	東広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
広島県	廿日市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	×	×	○	○	○	○	○	○				
広島県	江田島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
広島県	府中町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
広島県	海田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	●	●	●	○	○	○	○				
広島県	熊野町	●	○	×	×	●	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
広島県	坂町	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	○	○	○				
広島県	安芸太田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
広島県	北広島町	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				
広島県	大崎上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
広島県	世羅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○				
合計	○:実施している(文書有)	19	20	17	17	17	17	17	17	16	16	7	5	6	5	5										
	●:実施している(文書無)	2	0	2	2	4	4	4	4	4	2	6	7	10	12	12										
	×:実施していない	1	2	3	3	1	1	1	1	2	4	9	10	6	5	5										
	○:該当する																				15	1	16	21	0	0

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には発生している場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護すること、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(10) 相談したことで、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害等から関係の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要の協力の実施	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要の協力の実施	人事委員会・公平委員会への情報相談が可能な旨の周知										
山口県	下関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	○	○	○						
山口県	宇部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○					
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○					
山口県	萩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○					
山口県	防府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○					
山口県	下松市	●	×	○	○	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	●	○			○					
山口県	岩国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
山口県	光市	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○					
山口県	長門市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○					
山口県	柳井市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○					
山口県	美祿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
山口県	周南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○					
山口県	山陽小野田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
山口県	周防大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	○	●	○	○	○	○					
山口県	和木町	○	○	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	○	○	○					
山口県	上関町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	×	○	○	○	○		○			
山口県	田布施町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○			○		
山口県	平生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	○	○	○	○	○			○		
山口県	阿武町	○	×	○	○	●	●	●	●	●	●	×	●	×	×	×	×	○	○	○	○			○		
合計	○:実施している(文書有)	16	16	16	14	13	13	13	12	14	14	3	2	1	1	7										
	●:実施している(文書無)	3	0	2	4	6	6	6	7	5	4	6	3	7	8	7										
	×:実施していない	0	3	1	1	0	0	0	0	0	1	10	14	11	10	5										
	○:該当する																									
																		16	4	13	13	4				0

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助										
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要の協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない					
徳島県	徳島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	×	○	○	○	○						
徳島県	鳴門市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	小松島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	阿南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	吉野川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	阿波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	美馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	三好市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	勝浦町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
徳島県	上勝町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×						
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×						
徳島県	石井町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
徳島県	神山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	牟岐町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×						
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×						
徳島県	北島町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
徳島県	藍住町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	板野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	上板町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	つるぎ町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
徳島県	東みよし町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
合計	○:実施している(文書有)	18	18	19	17	17	17	17	13	19	17	9	10	5	4	4											
	●:実施している(文書無)	1	0	5	7	7	7	7	10	4	4	6	6	12	12	8											
	×:実施していない	5	6	0	0	0	0	0	1	1	3	9	8	7	8	12											
	○:該当する																11	5	18	13	5	0					

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワー・ハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の方針を明確化した、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に罰則等の内容を規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワー・ハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
香川県	高松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○		
香川県	丸亀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○		
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	○	○	○	○	○		
香川県	普通寺市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	○	○	○	○	○		
香川県	観音寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香川県	さぬき市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	○	○	○	○	○		
香川県	東かがわ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○		
香川県	三豊市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香川県	土庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香川県	小豆島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香川県	三木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香川県	直島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
香川県	宇多津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香川県	綾川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○		
香川県	琴平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○		
香川県	多度津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香川県	まんのう町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計	○:実施している(文書有)	16	16	16	15	14	13	15	14	15	15	5	3	5	5	6							
	●:実施している(文書無)	1	0	1	2	3	4	2	3	2	2	9	6	10	10	6							
	×:実施していない	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	2	2	5							
	○:該当する																14	4	15	14	0	0	

※パワー・ハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正な対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実になしている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要な措置の取組	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な措置の取組	人事委員会・公平委員会への情報相談が可能な旨の周知							
愛媛県	松山市	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○			
愛媛県	今治市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	宇和島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	八幡浜市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	新居浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	西条市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	大洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	伊予市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	四国中央市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	西予市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	東温市	×	×	×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		
愛媛県	上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
愛媛県	久万高原町	●	×	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	砥部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	内子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	伊方町	×	×	○	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
愛媛県	松野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	鬼北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	愛南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計	○:実施している(文書有)	17	16	18	15	16	15	14	14	17	17	5	2	1	0	3							
	●:実施している(文書無)	1	0	1	3	3	5	6	5	0	0	4	6	8	9	7							
	×:実施していない	2	4	1	2	1	0	0	1	3	3	11	12	11	11	10							
	○:該当する																12	6	14	14	1	1	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応、規程等の内容を規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口が担当者、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実化している場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者、行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、クライアント等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
高知県	高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	室戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	安芸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	南国市	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	土佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	須崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	宿毛市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	土佐清水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	四万十市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	香南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	香美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	東洋町	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	奈半利町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	田野町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
高知県	安田町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	馬路村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
高知県	北川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	芸西村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	本山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	大豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	土佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	大川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	いの町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	仁淀川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	中土佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	佐川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	越知町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	梶原町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	日高村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	津野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	四万十町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	大月町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	三原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	黒潮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合計	○:実施している(文書有)	26	26	25	23	24	24	24	22	24	25	10	8	6	6	7									
	●:実施している(文書無)	3	0	5	7	7	7	6	9	5	4	5	7	9	11	6									
	×:実施していない	5	8	4	4	3	3	4	3	5	5	19	19	19	17	21									
	○:該当する																	15	7	21	19	0	3		

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実化している場合や、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に必要となる当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
福岡県	大牟田市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	×	×	×	×	○			○	○			
福岡県	久留米市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○			
福岡県	直方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福岡県	飯塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福岡県	田川市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○	
福岡県	柳川市	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○	
福岡県	八女市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	筑後市	○	×	○	○	○	●	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
福岡県	大川市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○	
福岡県	行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○				
福岡県	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	中間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	小郡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				
福岡県	筑紫野市	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○				
福岡県	春日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	大野城市	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○				
福岡県	宗像市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	太宰府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	古賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	福津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				
福岡県	宮若市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	嘉麻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				
福岡県	朝倉市	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○				
福岡県	みやま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				
福岡県	糸島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○				
福岡県	那珂川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
福岡県	宇美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○				
福岡県	篠栗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
福岡県	志免町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	須恵町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	新宮町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○				
福岡県	久山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				
福岡県	粕屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
福岡県	芦屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○				
福岡県	水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	岡垣町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				
福岡県	遠賀町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○	○				
福岡県	小竹町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	鞍手町	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○			○	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している（文書への記載有） 「●」:実施している（文書への記載無） 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況															3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害等から係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
福岡県	桂川町	x	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	●							○
福岡県	筑前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○		○				
福岡県	東峰村	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x							○
福岡県	大刀洗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●			○	○			
福岡県	大木町	x	x	○	●	○	○	○	○	x	x	x	x	x	●	x							○
福岡県	広川町	●	○	●	●	●	●	○	●	●	●	x	●	x	x	●	○		○	○			
福岡県	香春町	x	x	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x						○	
福岡県	添田町	○	○	○	●	●	●	○	●	x	x	x	x	x	x	x	○			○			
福岡県	糸田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	○			○			
福岡県	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
福岡県	大任町	x	x	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	○						
福岡県	赤村	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x							○
福岡県	福智町	○	○	●	●	●	●	●	●	●	x	x	●	●	●	●				○			
福岡県	苅田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
福岡県	みやこ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	x	x	○		○				
福岡県	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
福岡県	上毛町	x	x	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x							○
福岡県	築上町	x	x	○	x	●	●	●	●	●	x	x	○	○	x	x			○	○			
合計	○:実施している(文書有)	41	40	41	37	38	36	40	28	37	33	14	7	8	2	6							
	●:実施している(文書無)	4	0	12	13	13	15	12	23	9	11	11	14	18	26	16							
	x:実施していない	13	18	5	8	7	7	6	7	12	14	33	37	32	30	36							
	○:該当する																34	7	32	34	2	8	

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「x:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助									
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害等から係る当該職員に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない				
佐賀県	佐賀市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	●	●	●	×			○	○						
佐賀県	唐津市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	鳥栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	多久市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	伊万里市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
佐賀県	武雄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	鹿島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	小城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	嬉野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	神埼市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	基山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
佐賀県	上峰町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	玄海町	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	有田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	大町町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	江北町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
佐賀県	白石町	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
佐賀県	太良町	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
合計	○:実施している(文書有)	13	13	14	10	13	12	13	9	12	13	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5		
	●:実施している(文書無)	2	0	3	7	5	6	4	9	4	4	8	4	7	8	4	4	7	8	4	4	4	4	4		
	×:実施していない	5	7	3	3	2	2	3	2	4	3	7	12	8	8	11	8	11	8	8	11	8	8	11		
	○:該当する																					8	2	10	13	1

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、社内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようなし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
長崎県	長崎市	○	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	×	●	●	●	×	○	○	○					
長崎県	佐世保市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○					
長崎県	島原市	○	×	○	○	●	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○					
長崎県	諫早市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○					
長崎県	大村市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	×	○	○	○					
長崎県	平戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○					
長崎県	松浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	対馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	巻城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○					
長崎県	五島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	西海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	雲仙市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○					
長崎県	南島原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○					
長崎県	長与町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○					
長崎県	時津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	東彼杵町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	川棚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
長崎県	波佐見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○			○		
長崎県	小値賀町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○		○			
長崎県	佐々町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○			○		
長崎県	新上五島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		○			
合計	○:実施している(文書有)	20	18	20	16	19	19	20	12	20	20	7	5	3	2	4									
	●:実施している(文書無)	0	0	1	5	2	2	1	8	1	1	2	3	8	10	4									
	×:実施していない	1	3	0	0	0	0	0	1	0	0	12	13	10	9	13									
	○:該当する																15	4	13	19	0	0			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実化している場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実確認の協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動行為に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
熊本県	八代市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
熊本県	人吉市	○	○	○	●	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
熊本県	荒尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○			
熊本県	水俣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
熊本県	玉名市	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	山鹿市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	菊池市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	宇土市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	上天草市	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				○
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	阿蘇市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	合志市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	美里町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				○
熊本県	玉東町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
熊本県	南関町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	長洲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	和水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	大津町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	菊陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	南小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	小国町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○				○
熊本県	産山村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				○
熊本県	高森町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				○
熊本県	西原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	南阿蘇村	×	×	●	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	御船町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	嘉島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	益城町	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				○
熊本県	甲佐町	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○				○
熊本県	山都町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	氷川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	芦北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	津奈木町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	錦町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	多良木町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				○
熊本県	湯前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	水上村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	相良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	五木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
熊本県	山江村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○			
熊本県	球磨村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
熊本県	あさぎ町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
熊本県	苓北町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○			
合計	○:実施している(文書有)	25	28	26	23	24	22	23	19	24	24	5	2	1	1	10									
	●:実施している(文書無)	5	0	9	11	12	14	14	16	8	7	13	7	16	15	21									
	×:実施していない	14	16	9	10	8	8	7	9	12	13	26	35	27	28	13									
	○:該当する																14	5	23	25	1	7			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助									
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に係る調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない				
大分県	大分市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○						
大分県	別府市	○	○	○	○	●	●	●	●	●	×	○	×	●	●	●	×	○								
大分県	中津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
大分県	日田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○								
大分県	佐伯市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	臼杵市	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○				○	○			
大分県	津久見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	竹田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○				○	○	○	○	○
大分県	豊後高田市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	×									
大分県	杵築市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	宇佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	豊後大野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○				○	○			
大分県	由布市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○				○	○		○	
大分県	国東市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○				○				
大分県	姫島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
大分県	日出町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
大分県	九重町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
大分県	玖珠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○				○				
合計	○:実施している(文書有)	15	15	16	13	12	9	10	7	12	13	4	4	4	1	1	2									
	●:実施している(文書無)	3	0	2	5	6	9	8	11	4	5	4	3	8	8	6										
	×:実施していない	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	10	11	9	9	10									
	○:該当する																	11	4	12	14	1	0			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
宮崎県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○			○	○	○	
宮崎県	都城市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	○	
宮崎県	延岡市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○			○	○	
宮崎県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○	
宮崎県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○			○	○	
宮崎県	日向市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	○	○		○	○	
宮崎県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○	
宮崎県	西都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○	
宮崎県	えびの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
宮崎県	三股町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
宮崎県	高原町	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○					○
宮崎県	国富町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○			○	○	
宮崎県	綾町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○					○
宮崎県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○	
宮崎県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
宮崎県	西米良村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○			○	○	
宮崎県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
宮崎県	川南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○			○	○	
宮崎県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
宮崎県	門川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○			○	○	
宮崎県	諸塚村	●	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○			○	○	
宮崎県	椎葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○	
宮崎県	美郷町	○	○	×	●	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○			○	○	
宮崎県	高千穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
宮崎県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○	
宮崎県	五ヶ瀬町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	○	
合計	○:実施している(文書有)	18	17	18	15	14	12	14	8	16	16	3	1	2	1	6							
	●:実施している(文書無)	4	0	5	11	11	13	11	16	5	5	8	7	12	12	9							
	×:実施していない	4	9	3	0	1	1	1	2	5	5	15	18	12	13	11							
	○:該当する																	13	4	14	20	1	2

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない		
(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正な対応をする旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実化している場合は、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動行為に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの著しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知													
鹿児島県	鹿児島市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	枕崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	阿久根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	出水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	指宿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	西之表市	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
鹿児島県	垂水市	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
鹿児島県	日置市	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	○	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	曾於市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	霧島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	南さつま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	志布志市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	奄美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	●	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	南九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	始良市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	三島村	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	十島村	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	さつま町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	長島町	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
鹿児島県	湧水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	大崎町	x	x	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	東串良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	錦江町	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
鹿児島県	南大隅町	●	○	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	○	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○
鹿児島県	肝付町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	中種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	南種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	屋久島町	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	大和村	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	宇検村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	瀬戸内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	龍郷町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	喜界町	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	徳之島町	x	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	天城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	伊仙町	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	○

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「x：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワー・ハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法											
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない				
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらさない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の対応・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切な対応ができるよう、ハラスメントが現実化に生じている場合に備えて、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、派遣労働者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワー・ハラスメントや顧客等からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知												
鹿児島県	和泊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○											
鹿児島県	知名町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
鹿児島県	与論町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	●	●	○	○										
合計	○:実施している(文書有)	29	30	29	24	27	26	27	20	28	26	8	5	3	3	4												
	●:実施している(文書無)	7	0	10	14	13	14	13	20	10	12	10	10	14	16	13												
	×	7	13	4	5	3	3	3	3	5	5	25	28	26	24	26												
	○:該当する																	22	13	26	28	4	1					

※パワー・ハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらならない等の予防・管理、監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、厳正に対応する旨の予防・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実になしている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を講じている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を講じている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じている	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、派遣労働者、フリーランス等）に対する言動行為に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害者からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、行内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
沖縄県	那覇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宜野湾市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	石垣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	浦添市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	名護市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	糸満市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	沖縄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	豊見城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	うるま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宮古島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	南城市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
沖縄県	国頭村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	大宜味村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	東村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	今帰仁村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	本部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	恩納村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宜野座村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
沖縄県	金武町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	伊江村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
沖縄県	読谷村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○
沖縄県	嘉手納町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	北谷町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	北中城村	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○
沖縄県	中城村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	西原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	与那原町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
沖縄県	南風原町	○	○	●	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
沖縄県	渡嘉敷村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○
沖縄県	座間味村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
沖縄県	粟国村	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
沖縄県	渡名喜村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○
沖縄県	南大東村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
沖縄県	北大東村	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○
沖縄県	伊平屋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	伊是名村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○
沖縄県	久米島町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○
沖縄県	八重瀬町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○
沖縄県	多良間村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○
沖縄県	竹富町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	パワーハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況					3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない等の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対応する旨の方針・告知の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口や状況に応じ適切に対応できるよう、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を速に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するための必要は措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、次職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	(2) 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや被害等からの苦しい迷惑行為に関する取組	(3) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(4) 他の行政機関から（3）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
沖縄県	与那国町	x	x	●	●	●	●	●	x	●	x	x	x	x	x	x	○								
合計	○:実施している(文書有)	20	19	19	18	18	17	18	17	19	18	6	5	4	3	7									
	●:実施している(文書無)	4	0	13	12	15	17	16	15	10	9	7	5	12	13	11									
	x:実施していない	17	22	9	11	8	7	7	9	12	14	28	31	25	25	23									
	○:該当する																20	11	22	16	7	7			

※パワーハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「x:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法								
	1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助								
	(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらしている被害の防止・対応の方向性を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、真正に当該行為者に対する方針・対応の内容を規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定め、相談内容に応じた適切な対応ができるよう、ハラスメントが現実になっている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(4) 相談窓口担当者、内容や状況に応じた適切な対応ができるよう、ハラスメントが現実になっている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に、当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関からの(2)の求めがあった場合に、当該職員に協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない		
北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
	1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
	(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実化している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
佐賀県	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	●	●	●	○		○				
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○		
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○		
宮崎県	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○		
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合計	○:実施している(文書有)	47	47	47	43	47	45	45	38	47	47	43	24	20	35						
	●:実施している(文書無)	0	0	0	4	0	2	2	9	0	0	4	23	27	12						
	×:実施していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	○:該当する																47	20	45	46	6

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
	1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
	(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントが ^あ ってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実 ^に 生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当する ^か 否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外 ^の 者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に ^お ける当該職員に ^お ける任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合に ^お ける必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
札幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	○	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	20	20	20	20	20	19	20	18	20	20	17	8	7	12						
	●:実施している(文書無)	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	2	11	11	8						
	×:実施していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0						
	○:該当する															18	12	19	20	2	0

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助							
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に對処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に對処できる ようにし、ハラスメントが現実に生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であつても、広く相談に對応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行つてはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の人(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する重点に對する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に對する対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあつた場合に對する必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	×	○	○	○	○				
北海道	小樽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○	○	○				
北海道	旭川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
北海道	室蘭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○				
北海道	釧路市	○	×	○	●	●	●	●	○	○	○	×	×	●	×	○	○	○				
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
北海道	夕張市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	●	×			○				
北海道	岩見沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○				
北海道	苫小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	○	○	○				
北海道	稚内市	×	×	×	×	●	●	●	○	×	×	×	×	×	×			○				
北海道	美瑛市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×			○				
北海道	芦別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○				
北海道	江別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○				
北海道	赤平市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○				
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○				
北海道	士別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
北海道	名寄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○			
北海道	三笠市	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×						○	
北海道	根室市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	○	○	○	○				
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	滝川市	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	×	×	×	×			○				
北海道	砂川市	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×					○		
北海道	歌志内市	×	○	●	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	深川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
北海道	富良野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
北海道	登別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○				
北海道	恵庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	伊達市	○	×	●	●	×	●	●	●	●	●	×	○	○	○			○				
北海道	北広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	石狩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	北斗市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	新篠津村	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	×	○						○	
北海道	松前町	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
北海道	福島町	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○				
北海道	知内町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×							○
北海道	木古内町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×				○			

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助							
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあった場合には、真正に對する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に對する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定め、就業状況に適切に対応している	(4) 相談窓口を担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実化している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係が迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に必要となる協力の実施	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあった場合に必要となる協力の求め	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
北海道	七飯町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	鹿部町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	森町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							○
北海道	八雲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○					
北海道	長万部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	×	○	○					
北海道	江差町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
北海道	上ノ国町	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●	○	○					
北海道	厚沢部町	×	○	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	○	○					
北海道	乙部町	●	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	●	×							○
北海道	奥尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○					
北海道	今金町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○					
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	×	○	○					
北海道	島牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○					
北海道	寿都町	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							○
北海道	黒松内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	×	×	○	○					
北海道	蘭越町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×						○
北海道	二セコ町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	真狩村	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○					
北海道	留寿都村	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×							○
北海道	喜茂別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
北海道	京極町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	倶知安町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	○	○					
北海道	共和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○					
北海道	岩内町	×	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×							○
北海道	泊村	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							○
北海道	神恵内村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	積丹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○					
北海道	古平町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	仁木町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×							○
北海道	余市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○					
北海道	赤井川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○					
北海道	南幌町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○					
北海道	奈井江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○					
北海道	上砂川町	●	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●							
北海道	由仁町	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	長沼町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×							○
北海道	栗山町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	月形町	×	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×							○
北海道	浦臼町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○					
北海道	新十津川町	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○					

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助							
		(1) ハラスメントの内容が、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方の求職にあつた場合における必要な措置を講じ、周知している	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の求職にあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
北海道	美幌町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
北海道	津別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
北海道	斜里町	×	×	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×		○		○			
北海道	清里町	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	×	×	×	×	○						
北海道	小清水町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○			
北海道	訓子府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
北海道	置戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		
北海道	佐呂間町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	遠軽町	○	○	○	●	●	●	●	×	×	×	×	●	●	×	○			○			
北海道	湧別町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	滝上町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	興部町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○			
北海道	西興部村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	雄武町	○	○	×	×	●	●	●	●	●	○	×	●	●	●					○		
北海道	大空町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○	○			
北海道	豊浦町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							○
北海道	杜町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							○
北海道	白老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○			○	○		
北海道	厚真町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○		
北海道	洞爺湖町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○		○	○	○		
北海道	安平町	○	×	●	●	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○	○		
北海道	むかわ町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							
北海道	日高町	●	×	●	●	●	●	○	●	×	×	×	×	×	●			○	○			
北海道	平取町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
北海道	新冠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○						
北海道	浦河町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○		
北海道	様似町	×	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	●	●	●				○			
北海道	えりも町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
北海道	新ひだか町	○	○	×	●	○	●	○	×	×	×	×	×	×	×				○			
北海道	音更町	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●							○
北海道	土幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
北海道	上士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●			○	○			
北海道	鹿追町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●				○			
北海道	新得町	×	×	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×					○		
北海道	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
北海道	芽室町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●						○	
北海道	中札内村	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○			
北海道	更別村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
北海道	大樹町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●							○
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
北海道	幕別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
北海道	池田町	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	×	×	×	×			○	○			
北海道	豊頃町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○			
北海道	本別町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×			○			
北海道	足寄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
北海道	陸別町	○	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○						
北海道	浦幌町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	釧路町	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						
北海道	厚岸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
北海道	浜中町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○					○	
北海道	標茶町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○						
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○			
北海道	鶴居村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
北海道	白糠町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×						○	
北海道	別海町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	○		○				
北海道	中標津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
北海道	標津町	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○				
北海道	羅臼町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×						○	
合計	○:実施している(文書有)	92	103	89	74	81	79	83	62	83	82	24	14	11	12							
	●:実施している(文書無)	23	0	43	58	60	62	59	77	36	30	45	59	49								
	×:実施していない	63	75	46	46	37	37	36	39	59	60	124	119	108	117							
	○:該当する															64	18	66	73	14	40	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない方針を明確化し、管理・監督者に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者に対する方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、行為者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の人を労働者とする労働者、求職者、フリーランス等) に対する重要職に就する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に受ける当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
青森県	青森市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
青森県	弘前市	○	×	○	○	○	○	○	●	○	○	○	×	×	×	○		○	○			
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	×	×	×	○		○	○			
青森県	黒石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○		○	○			
青森県	五所川原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
青森県	十和田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
青森県	三沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○				
青森県	むつ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
青森県	つがる市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
青森県	平川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
青森県	平内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
青森県	今別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
青森県	外ヶ浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
青森県	鵜ヶ沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
青森県	深浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
青森県	西目屋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○						○
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
青森県	板柳町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
青森県	鶴田町	×	×	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○		○				
青森県	中泊町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○						○
青森県	野辺地町	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○		○				
青森県	七戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
青森県	六戸町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						○
青森県	横浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
青森県	東北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
青森県	六ヶ所村	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	○			○			
青森県	おいらせ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
青森県	大間町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
青森県	東通村	×	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○			
青森県	鳳間浦村	○	○	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○		○				
青森県	佐井村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
青森県	三戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
青森県	五戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
青森県	田子町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○				○		
青森県	南部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
青森県	階上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○			
青森県	新郷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点的に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
合計	○:実施している(文書有)	35	34	33	33	33	31	33	23	33	32	12	6	6	8	/	/	/	/	/	/	/	
	●:実施している(文書無)	0	0	2	3	5	7	4	12	2	2	6	9	9	5	/	/	/	/	/	/	/	
	×:実施していない	5	6	5	4	2	2	3	5	5	6	22	25	25	27	/	/	/	/	/	/	/	
	○:該当する	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	23	3	25	21	0	4	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している（文書への記載有）」 「●:実施している（文書への記載無）」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらしている被害の程度を明らかにし、対応方針を明確化する旨の周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に当該行為者に対する旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行っていない旨を定め、周知している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
岩手県	盛岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○		○	○				
岩手県	宮古市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	大船渡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	花巻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○				
岩手県	北上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
岩手県	久慈市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	遠野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	一関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○			
岩手県	陸前高田市	×	×	●	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○					○	
岩手県	釜石市	●	×	●	●	×	●	●	●	●	○	×	×	×	×	○	○					○	
岩手県	二戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
岩手県	八幡平市	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
岩手県	奥州市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	○	○	○	○	○			
岩手県	滝沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○	○	○	○	○			
岩手県	雫石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	葛巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	岩手町	●	×	○	○	○	●	●	●	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○			○
岩手県	紫波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
岩手県	矢巾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
岩手県	西和賀町	×	○	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
岩手県	金ケ崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
岩手県	平泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	住田町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○			○
岩手県	大槌町	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○			
岩手県	山田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	岩泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
岩手県	田野畑村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
岩手県	菅代村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○			
岩手県	軽米町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○			○
岩手県	野田村	●	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	九戸村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	洋野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	一戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○			
合計	○:実施している(文書有)	22	24	23	22	23	22	21	18	23	20	3	2	2	17								
	●:実施している(文書無)	6	0	5	5	5	7	7	11	6	5	6	13	15	10								
	×:実施していない	5	9	5	6	5	4	5	4	4	8	24	18	16	6								
	○:該当する																						

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらす影響を明らかにし、対応方針を明確化する旨の周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者に対する対応方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実化している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはいない旨を定め、周知している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に、当該職員に係る任命権者に係る職務の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合に、当該職員に係る職務の要請・指導等の対応の求め	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○			○	○				
宮城県	塩竈市	○	×	○	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	○							
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○							
宮城県	白石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○			○	○			
宮城県	角田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
宮城県	多賀城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
宮城県	栗原市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○			○	○			
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
宮城県	富谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
宮城県	蔵王町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
宮城県	七ヶ宿町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			○
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
宮城県	柴田町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○			○	○			○
宮城県	川崎町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○			○	○			○
宮城県	丸森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
宮城県	亶理町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
宮城県	山元町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○	○			○
宮城県	松島町	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
宮城県	七ヶ浜町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
宮城県	利府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
宮城県	大和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○			○	○			
宮城県	大郷町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○			
宮城県	大衡村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
宮城県	加美町	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○	○			○
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○
宮城県	女川町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○			
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○
合計	○:実施している(文書有)	25	24	26	22	18	14	19	14	22	22	7	3	4	5								
	●:実施している(文書無)	3	0	5	9	14	16	12	15	6	5	8	10	10	8								
	×:実施していない	6	10	3	3	2	4	3	5	6	7	19	21	20	21								
	○:該当する																		17	6	20	18	1

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」「●:実施している(文書への記載無)」「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助										
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない					
秋田県	秋田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○							
秋田県	能代市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	横手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	大館市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	男鹿市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	湯沢市	●	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	鹿角市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	由利本荘市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	潟上市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
秋田県	大仙市	×	○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
秋田県	北秋田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	仙北市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	小坂町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○
秋田県	上小阿仁村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	藤里町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
秋田県	三種町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	八峰町	×	×	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	五城目町	×	×	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	井川町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○
秋田県	大潟村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
秋田県	東成瀬村	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○
合計	○:実施している(文書有)	17	17	17	13	16	16	18	10	17	15	10	5	4	5											
	●:実施している(文書無)	2	0	4	8	5	5	3	10	1	2	2	6	7	2											
	×:実施していない	6	8	4	4	4	4	4	5	7	8	13	14	14	18											
	○:該当する															11	5	18	10	2	4					

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助							
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
山形県	山形市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	×			○				
山形県	米沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○			
山形県	鶴岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○			
山形県	酒田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			
山形県	新庄市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			
山形県	寒河江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
山形県	上山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山形県	村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			
山形県	長井市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×				○
山形県	天童市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山形県	東根市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×				
山形県	尾花沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山形県	南陽市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×				
山形県	山辺町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○				○
山形県	中山町	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○					
山形県	河北町	×	×	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○				
山形県	西川町	×	×	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	×	×	×	×	○				○
山形県	朝日町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×				○
山形県	大江町	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○
山形県	大石田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山形県	金山町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○
山形県	最上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×				
山形県	舟形町	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
山形県	真室川町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×				○
山形県	大蔵村	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
山形県	鮭川村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○				○
山形県	戸沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
山形県	高島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○				
山形県	川西町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○				○
山形県	小国町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○
山形県	白鷹町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×				
山形県	飯豊町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×				○
山形県	三川町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×				○
山形県	庄内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×				
山形県	遊佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○				
合計	○:実施している(文書有)	19	20	18	16	16	15	17	13	15	12	8	4	3	4							
	●:実施している(文書無)	3	0	13	14	14	15	13	16	10	11	5	8	11	6							
	×:実施していない	13	15	4	5	5	5	5	6	10	12	22	23	21	25							
	○:該当する															12	6	19	15	5	7	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方の求職があった場合に必要となる労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に必要となる労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組	(3) 他の行政機関から(2)の場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
福島県	福島市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
福島県	会津若松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○	○			
福島県	郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	○	○	○			
福島県	いわき市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○			
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○			
福島県	須賀川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	●	×	○					
福島県	喜多方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	×	×	×						
福島県	相馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福島県	二本松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福島県	田村市	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	×			○			
福島県	南相馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○			
福島県	伊達市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○			
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○					
福島県	桑折町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福島県	国見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○			
福島県	川俣町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×					○	
福島県	大玉村	×	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	鏡石町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○			
福島県	天栄村	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○					
福島県	下郷町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		○				
福島県	檜枝岐村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	只見町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	●					○	
福島県	南会津町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×					○	
福島県	北塩原村	×	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	●	×		○					
福島県	西会津町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×					○	
福島県	磐梯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		○	○			
福島県	猪苗代町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×			○			
福島県	会津坂下町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○			
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○		○			
福島県	柳津町	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	三島町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×		○				
福島県	金山町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×					○	
福島県	昭和村	○	○	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○		○			
福島県	会津美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		○			
福島県	西郷村	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	泉崎村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
福島県	中島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○						
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			○			
福島県	棚倉町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	矢祭町	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		○				

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点的に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
福島県	塙町	○	○	○	●	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×		○	○					
福島県	鮫川村	○	○	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○				○			
福島県	石川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○					
福島県	玉川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	×	○	○					
福島県	平田村	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	○							
福島県	浅川町	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×								○
福島県	古殿町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○					○		
福島県	三春町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●	●	×					○			
福島県	小野町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×								○
福島県	広野町	×	×	●	●	●	●	●	×	●	●	●	×	×	×								○
福島県	楢葉町	○	×	○	×	○	○	●	○	○	○	×	×	×	×	○							
福島県	富岡町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	○	×	●	×					○			
福島県	川内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
福島県	大熊町	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×								○
福島県	双葉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
福島県	浪江町	●	○	●	●	●	●	●	○	○	×	×	×	×	×					○			
福島県	葛尾村	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○							
福島県	新地町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×								○
福島県	飯館村	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×				○			
合計	○:実施している(文書有)	33	36	29	24	27	26	27	18	25	25	11	7	5	2								
	●:実施している(文書無)	6	0	21	24	27	26	24	30	17	13	10	15	19	9								
	×:実施していない	20	23	9	11	5	7	8	11	17	21	38	37	35	48								
	○:該当する															22	10	13	24	2	15		

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらしている被害の深刻さを明瞭化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に對する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実化している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する任命権者の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
茨城県	水戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
茨城県	日立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
茨城県	土浦市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	×			○				
茨城県	古河市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
茨城県	石岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○			
茨城県	結城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	×			○	○			
茨城県	龍ヶ崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○			
茨城県	下妻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	○			○			
茨城県	常総市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×			○	○			
茨城県	常陸太田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
茨城県	高萩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
茨城県	北茨城市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○				
茨城県	笠間市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
茨城県	取手市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
茨城県	牛久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	×			○				
茨城県	つくば市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○		○			
茨城県	ひたちなか市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○				
茨城県	鹿嶋市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×			○				
茨城県	潮来市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	●			○				
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○			
茨城県	常陸大宮市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○			
茨城県	筑西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
茨城県	坂東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
茨城県	稲敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
茨城県	かすみがうら市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
茨城県	桜川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
茨城県	神栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
茨城県	行方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
茨城県	鉾田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		
茨城県	つくばみらい市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●			○	○			
茨城県	小美玉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○			
茨城県	茨城町	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×						○	
茨城県	大洗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
茨城県	城里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×				○			
茨城県	東海村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
茨城県	大子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
茨城県	美浦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
茨城県	阿見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
茨城県	河内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○			

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット・ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実化している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点に關する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関からの求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
茨城県	八千代町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○				○			
茨城県	五霞町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○			
茨城県	境町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○			
茨城県	利根町	×	○	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	●	×				○			
合計	○:実施している(文書有)	35	32	32	27	31	27	29	25	29	29	7	4	4	9							
	●:実施している(文書無)	6	0	10	15	13	17	15	19	13	13	9	13	15	9							
	×	3	12	2	2	0	0	0	0	2	2	28	27	25	26							
	○:該当する															18	9	32	26	1	1	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助									
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実に行われている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができただけの場合に、適切に家賃者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認は、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に、関係機関から（2）の求めがあつた場合に、関係機関に必要となる協力の実施	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合に、関係機関に必要となる協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない				
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○			○			
栃木県	佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	○	○	○						
栃木県	鹿沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○						
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
栃木県	真岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
栃木県	大田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	矢板市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
栃木県	那須烏山市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○					○	
栃木県	下野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○						
栃木県	上三川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	益子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	茂木町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	市貝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						○
栃木県	壬生町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○						
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	高根沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
栃木県	那珂川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
合計	○:実施している(文書有)	21	23	20	17	19	18	19	9	19	16	4	4	4	3	3									
	●:実施している(文書無)	3	0	5	8	6	7	6	15	4	7	5	7	9	6										
	×:実施していない	1	2	0	0	0	0	0	1	2	2	16	14	13	16										
	○:該当する																14	4	18	19	4	1			

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助							
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生している場合のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方を理由とする労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない		
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×			○	○				
群馬県	高崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○		○	○	○			
群馬県	桐生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●			○	○	○			
群馬県	伊勢崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○			
群馬県	太田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○			
群馬県	沼田市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
群馬県	館林市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○		○	○	○			
群馬県	渋川市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○	○			
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
群馬県	富岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
群馬県	安中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○	○			
群馬県	みどり市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○	○			
群馬県	榛東村	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○	○			
群馬県	吉岡町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×			○	○	○			○
群馬県	上野村	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●				○	○			
群馬県	神流町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	×			○	○			○
群馬県	下仁田町	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○			
群馬県	南牧村	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		○	○	○	○			
群馬県	甘楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
群馬県	中之条町	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×								○
群馬県	長野原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
群馬県	嬬恋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
群馬県	草津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○	○			
群馬県	高山村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●		○	○	○	○			
群馬県	東吾妻町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×			○	○	○			
群馬県	片品村	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×		○	○	○	○			
群馬県	川場村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×								○
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×		○	○	○	○			
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○			
群馬県	玉村町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○	○	○			
群馬県	板倉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○	○			
群馬県	明和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
群馬県	千代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
群馬県	大泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○			
群馬県	邑楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			
合計	○:実施している(文書有)	27	27	25	21	25	21	22	14	24	23	7	3	3	5								
	●:実施している(文書無)	3	0	8	11	8	12	11	19	7	6	8	14	14	11								
	×:実施していない	5	8	2	3	2	2	2	2	4	6	20	18	18	19								
	○:該当する															9	7	27	16	3	3		

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助										
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行っていない旨を定め、周知している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない					
埼玉県	川越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	×	○	○	○	○							
埼玉県	熊谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○							
埼玉県	川口市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	行田市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	秩父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	所沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	飯能市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	加須市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	本庄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	東松山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	春日部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	羽生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	鴻巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	深谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	上尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	草加市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	越谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	蕨市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	入間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	朝霞市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	志木市	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	和光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	新座市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	桶川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	久喜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	北本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	八潮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	富士見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	三郷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	蓮田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	坂戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	幸手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	鶴ヶ島市	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	日高市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	吉川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	白岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点的に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に受ける当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
埼玉県	三芳町	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○						
埼玉県	毛呂山町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×							○
埼玉県	越生町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○	○			
埼玉県	滑川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
埼玉県	嵐山町	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×			○	○			
埼玉県	小川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○			
埼玉県	川島町	●	×	●	×	×	×	×	×	×	×	●	●	●	×			○	○			
埼玉県	吉見町	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	×	×	×	×				○			
埼玉県	鳩山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○			
埼玉県	ときがわ町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×			○	○			
埼玉県	横瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○			
埼玉県	皆野町	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○	○			
埼玉県	長瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○			
埼玉県	小鹿野町	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×							○
埼玉県	東秩父村	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	×	×	×	×			○				
埼玉県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○			
埼玉県	神川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○			
埼玉県	上里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○			
埼玉県	寄居町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○			
埼玉県	宮代町	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×			○	○			
埼玉県	杉戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○			○			
埼玉県	松伏町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●			○	○			
合計	○:実施している(文書有)	56	57	55	51	55	50	54	41	54	55	24	7	6	10							
	●:実施している(文書無)	4	0	6	9	6	10	7	17	5	4	10	20	21	10							
	×:実施していない	2	5	1	2	1	2	1	4	3	3	28	35	35	42							
	○:該当する															33	11	48	46	0	2	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助							
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実を生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
千葉県	銚子市	○	○	○	○	○	●	○	●	○	○	●	●	●	×	○				○		
千葉県	市川市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	船橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	館山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	木更津市	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	松戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	野田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	茂原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	成田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	佐倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	東金市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	習志野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	柏市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	勝浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	市原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	流山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	八千代市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	我孫子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	鴨川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	鎌ヶ谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	君津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	富津市	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	浦安市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	四街道市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	八街市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	印西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	白井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	富里市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	南房総市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	匝瑳市	×	×	●	●	●	●	●	●	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	香取市	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	山武市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	いすみ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	大網白里市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
千葉県	酒々井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	神崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	多古町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実になっている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
千葉県	東庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×		○	○	○			
千葉県	九十九里町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	×			○			
千葉県	芝山町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○			
千葉県	横芝光町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
千葉県	一宮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
千葉県	睦沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
千葉県	長生村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
千葉県	白子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
千葉県	長柄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
千葉県	長南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
千葉県	大多喜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
千葉県	御宿町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
千葉県	鋸南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
合計	○:実施している(文書有)	50	52	49	41	46	44	47	37	47	45	22	14	13	11							
	●:実施している(文書無)	2	0	4	12	7	9	6	15	5	7	13	24	27	17							
	×:実施していない	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	18	15	13	25							
	○:該当する																30	12	40	38	6	0

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実になっている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、周知している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
東京都(区)	千代田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	中央区	○	○	○	●	○	○	○	○	●	●	●	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	港区	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	新宿区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	文京区	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	台東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	墨田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	江東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	品川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	目黒区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	大田区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	世田谷区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	渋谷区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	中野区	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	杉並区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	豊島区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	北区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	●	●	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	荒川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	板橋区	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	練馬区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	足立区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	葛飾区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都(区)	江戸川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○:実施している(文書有)	23	23	23	20	21	20	21	17	22	21	18	11	10	11								
	●:実施している(文書無)	0	0	0	3	2	3	2	6	1	2	2	5	7	3								
	×:実施していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	6	9								
	○:該当する															17	10	21	23	0		0	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらしている被害の防止を図るための方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に当該行為者に対する方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定め、その内容や対応に適切に対応している	(4) 相談窓口担当者や、内容や状況に応じた適切な対応ができるよう、ハラスメントが現実化している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
東京都(市町村)	八王子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○	○			
東京都(市町村)	立川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			
東京都(市町村)	武蔵野市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	三鷹市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
東京都(市町村)	青梅市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	府中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
東京都(市町村)	昭島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	調布市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	町田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	小金井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	小平市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	日野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	東村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	国分寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	国立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	福生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	柏江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	清瀬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	東久留米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	武蔵村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	多摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	稲城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	羽村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	あきる野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	西東京市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	瑞穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	日の出町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	檜原村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	奥多摩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	利島村	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	新島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	神津島村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	三宅村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	御蔵島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都(市町村)	八丈町	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	青ヶ島村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
東京都(市町村)	小笠原村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点に關する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
合計	○：実施している（文書有）	34	34	32	30	31	29	30	24	31	31	17	10	9	13								
	●：実施している（文書無）	0	0	3	5	4	6	4	9	3	3	5	10	13	7								
	×：実施していない	5	5	4	4	4	4	5	6	5	5	17	19	17	19								
	○：該当する															24	11	29	30	5	3		

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
新潟県	長岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○			
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○			
新潟県	柏崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	新発田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	×	×	●	×	○	○	○	○			
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	十日町市	○	○	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○			
新潟県	見附市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○			
新潟県	村上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	●	○	○	○	○			
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○			
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	×	○	○	○	○			
新潟県	妙高市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○			
新潟県	上越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○	×	○	●	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
新潟県	佐渡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○			
新潟県	聖籠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	弥彦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	田上町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○			
新潟県	出雲崎町	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○			
新潟県	湯沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	津南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○			
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
新潟県	関川村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		○	
新潟県	粟島浦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
合計	○:実施している(文書有)	26	26	25	25	25	24	25	23	24	22	11	9	8	7								
	●:実施している(文書無)	0	0	3	2	2	2	2	3	2	4	4	8	12	8								
	×:実施していない	3	3	1	2	2	3	2	3	3	3	14	12	9	14								
	○:該当する																18	3	24	19	0	1	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実になっている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
富山県	富山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●			○	○			
富山県	高岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	×	○			○			
富山県	魚津市	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○		○				
富山県	水見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
富山県	滑川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
富山県	黒部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
富山県	砺波市	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○			
富山県	小矢部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
富山県	南砺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
富山県	射水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
富山県	舟橋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			
富山県	上市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
富山県	立山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
富山県	入善町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			
富山県	朝日町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
合計	○：実施している(文書有)	14	14	13	13	12	9	12	10	11	13	4	1	0	6							
	●：実施している(文書無)	0	0	2	2	3	6	3	5	3	1	8	14	14	3							
	×	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	1	6							
	○：該当する															12	3	13	8	0	0	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(11) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(12) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(13) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
石川県	金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		○	○			
石川県	七尾市	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	×				○			
石川県	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×				○			
石川県	輪島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
石川県	珠洲市	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×				○			
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
石川県	羽咋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○				
石川県	かほく市	×	○	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○			○			
石川県	白山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○			○			
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
石川県	川北町	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○		○				
石川県	津幡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
石川県	内灘町	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●			○		○		
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
石川県	宝達志水町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×				○			
石川県	中能登町	●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○		○		
石川県	穴水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
石川県	能登町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
合計	○:実施している(文書有)	14	16	12	10	11	10	11	8	11	11	7	3	3	3							
	●:実施している(文書無)	3	0	7	9	6	7	6	9	5	5	5	8	8	7							
	×:実施していない	2	3	0	0	2	2	2	2	3	3	7	8	8	9							
	○:該当する															5	1	11	17	0	0	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実になじっている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
福井県	福井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●		○	○	○			
福井県	敦賀市	○	○	○	●	○	●	○	●	○	○	○	×	×	×			○	○			
福井県	小浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○			
福井県	大野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	×		○	○			
福井県	勝山市	○	○	○	●	○	●	○	●	○	○	○	●	●	●	○			○			
福井県	鯖江市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○				
福井県	あわら市	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○			
福井県	越前市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○			
福井県	坂井市	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○				
福井県	永平寺町	●	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×			○				
福井県	池田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○			
福井県	南越前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
福井県	越前町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
福井県	美浜町	○	○	○	●	●	●	○	●	●	●	○	○	●	●	○			○	○		
福井県	高浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○		
福井県	おおい町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○						
福井県	若狭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
合計	○:実施している(文書有)	15	15	15	10	11	8	13	6	12	12	3	0	1	0							
	●:実施している(文書無)	1	0	1	6	4	7	2	8	1	1	3	7	6	5							
	×:実施していない	1	2	1	1	2	2	2	3	4	4	11	10	10	12							
	○:該当する															9	1	12	10	0	1	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない			
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができなかった場合は、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはいない旨を定め、周知している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に必要となる協力の実施	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合に必要となる協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
山梨県	甲府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○										
山梨県	富士吉田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○										
山梨県	都留市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	山梨市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山梨県	大月市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	韮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	南アルプス市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	北杜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	甲斐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	笛吹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	上野原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	甲州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	中央市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	市川三郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	早川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	身延町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	南部町	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										
山梨県	富士川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	昭和町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	道志村	×	×	●	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										○
山梨県	西桂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	忍野村	×	×	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×										○
山梨県	山中湖村	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	鳴沢村	×	×	●	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										○
山梨県	富士河口湖町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
山梨県	小菅村	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										○
山梨県	丹波山村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										○
合計	○:実施している(文書有)	19	20	17	15	16	16	17	16	17	17	8	4	5	2											
	●:実施している(文書無)	2	0	8	9	6	6	5	5	4	4	7	8	8	9											
	×:実施していない	6	7	2	3	5	5	5	6	6	6	12	15	14	16											
	○:該当する																									
																	5	3	17	17	1	5				

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
長野県	長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○		
長野県	松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●				○		
長野県	上田市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○		○	○		
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○		
長野県	飯田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○		○		
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●		○	○			
長野県	須坂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○		○			
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○			
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	飯山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		○	○		
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○		
長野県	千曲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		○	○		
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○		
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	小海町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○		
長野県	川上村	●	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○		
長野県	南牧村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○		○
長野県	南相木村	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○		○
長野県	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	御代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	立科町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○		
長野県	青木村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○		
長野県	長和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○		○	○		
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	富士見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○		○	○		
長野県	原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		○
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
長野県	箕輪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	飯島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		○	○		
長野県	南箕輪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	中川村	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
長野県	宮田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
長野県	松川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱い等を行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に必要となる協力の実施	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあった場合に必要となる協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
岐阜県	岐阜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	大垣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	高山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	多治見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○		
岐阜県	関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○		
岐阜県	中津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○		
岐阜県	美濃市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	瑞浪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	×	○	○	○	○		
岐阜県	羽島市	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	恵那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	美濃加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	土岐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	各務原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○		
岐阜県	可児市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○		
岐阜県	山県市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	瑞穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
岐阜県	飛騨市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	本巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	郡上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	下呂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	海津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	岐南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	笠松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	養老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	垂井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	関ヶ原町	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	神戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	輪之内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	安八町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	揖斐川町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	大野町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	×	○	○	○	○		
岐阜県	池田町	×	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	北方町	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	坂祝町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○		
岐阜県	富加町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	川辺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	七宗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
岐阜県	八百津町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○		
岐阜県	白川町	○	×	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	東白川村	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	○	○	○	○	○		

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化する旨の通知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
岐阜県	御嵩町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○			
岐阜県	白川村	●	×	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○					○	○		
合計	○:実施している(文書有)	33	34	33	31	31	32	32	24	32	31	14	8	8	15									
	●:実施している(文書無)	5	0	7	8	8	8	7	16	6	8	9	15	16	9									
	×:実施していない	4	8	2	3	3	2	3	2	4	3	19	19	18	18									
	○:該当する															25	5	26	27	5	2			

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわではない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に応じたこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者が、雇用する労働者、求職者、フリーランス等) に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に必要となる協力の実施	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあった場合に必要となる協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
愛知県	豊橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○			○		
愛知県	岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○		
愛知県	一宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○					
愛知県	瀬戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	○	○	○	○	○	○	
愛知県	半田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	春日井市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	●	●	○			○	○	○	
愛知県	豊川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	津島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	碧南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	×			○	○	○	
愛知県	刈谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	豊田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	安城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○	○	
愛知県	西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	蒲郡市	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	犬山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
愛知県	常滑市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	江南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	稲沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	新城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	東海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	
愛知県	大府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	知多市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	知立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	尾張旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	高浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○	○	
愛知県	岩倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	豊明市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	
愛知県	日進市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	田原市	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
愛知県	愛西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	清須市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	北名古屋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○	○	
愛知県	弥富市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	みよし市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○	○	
愛知県	あま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	
愛知県	長久手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	東郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
愛知県	豊山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	大口町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に家賃に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関からの求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
愛知県	扶桑町	○	○	○	●	○	●	○	●	○	○	○	×	×	●	○		○	○		
愛知県	大治町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
愛知県	蟹江町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
愛知県	飛島村	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×					○	
愛知県	阿久比町	○	○	○	○	○	●	○	●	○	●	○	×	×	×	○				○	
愛知県	東浦町	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	×	×	×	●	○			○		
愛知県	南知多町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●		○		○		
愛知県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○		
愛知県	武豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○			○		
愛知県	幸田町	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
愛知県	設楽町	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●		○			○	
愛知県	東栄町	×	×	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	×				○		
愛知県	豊根村	○	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		○				
合計	○:実施している(文書有)	49	50	47	33	43	37	46	27	45	42	11	2	1	12						
	●:実施している(文書無)	1	0	5	19	9	15	6	24	5	8	13	23	26	15						
	×:実施していない	3	3	1	1	1	1	1	2	3	3	29	28	26	26						
	○:該当する															36	9	35	37	6	0

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化したし、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
三重県	津市	○	○	○	●	●	●	○	●	○	●	●	●	●	●	○				○		
三重県	四日市市	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○				○	○		
三重県	伊勢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○		
三重県	松阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○		
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○	○		
三重県	鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×				○	○		
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○		
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○		
三重県	亀山市	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×							○
三重県	鳥羽市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○			○	○		
三重県	熊野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○		
三重県	いなべ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○
三重県	伊賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
三重県	木曾岬町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	○		
三重県	東員町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
三重県	菰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○		
三重県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	×			○	○		○
三重県	川越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
三重県	多気町	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○	○		
三重県	明和町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	○		
三重県	大台町	×	○	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						○
三重県	玉城町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	○		
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○			○	○		○
三重県	大紀町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						○
三重県	南伊勢町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○			○	○		
三重県	紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
三重県	御浜町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○		
三重県	紀宝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
合計	○:実施している(文書有)	19	24	20	17	18	16	18	15	19	16	6	3	2	9							
	●:実施している(文書無)	6	0	7	9	8	9	8	11	6	6	9	9	10	6							
	×:実施していない	4	5	2	3	3	4	3	3	4	7	14	17	17	14							
	○:該当する															14	5	18	23	3	3	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法											
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助											
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実を生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(11) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(12) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要な協力の実施	(13) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	(14) 人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない						
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×		○	○	○							
滋賀県	彦根市	○	×	○	●	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×		○								
滋賀県	長浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
滋賀県	近江八幡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
滋賀県	守山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×					○					
滋賀県	栗東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○						
滋賀県	甲賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
滋賀県	野洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○	○	○						
滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○						
滋賀県	高島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
滋賀県	東近江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
滋賀県	米原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
滋賀県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○							
滋賀県	竜王町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○							
滋賀県	愛荘町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			
滋賀県	豊郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○							
滋賀県	甲良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
滋賀県	多賀町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×			○							
合計	○:実施している(文書有)	18	17	18	16	18	18	18	18	13	18	17	7	5	4	4											
	●:実施している(文書無)	1	0	1	3	1	1	1	5	1	2	6	8	9	7												
	×:実施していない	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	6	6	6	8												
	○:該当する																12	4	13	18	2	0					

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実を生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合に、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○				
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
京都府	綾部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					
京都府	宇治市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	●	○	○	○					
京都府	宮津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
京都府	城陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
京都府	長岡京市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
京都府	八幡市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
京都府	南丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
京都府	大山崎町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○				○	
京都府	久御山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					
京都府	井手町	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				○	
京都府	宇治田原町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					
京都府	笠置町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
京都府	和束町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
京都府	南山城村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	○	○	○					
京都府	京丹波町	●	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○					
京都府	伊根町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○					
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					
合計	○:実施している(文書有)	21	19	20	18	18	17	16	15	18	19	7	4	4	7								
	●:実施している(文書無)	2	0	5	6	6	7	8	9	3	2	4	7	9	4								
	×:実施していない	2	6	0	1	1	1	1	1	4	4	14	14	12	14								
	○:該当する															16	2	14	15	1	2		

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらしている被害の程度を明らかにし、被害者に対する適切な対応を講じている	(2) ハラスメントの行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行っていない旨を定め、周知している	(1) 自ら雇用する労働者以外に、他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等) に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に、当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
大阪府	岸和田市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	○	×	×	×			○	○			
大阪府	豊中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
大阪府	池田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○		
大阪府	吹田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	泉大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	高槻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×			○	○	○	
大阪府	貝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○			○	○	
大阪府	守口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	枚方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
大阪府	茨木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	八尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	泉佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	富田林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	寝屋川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	松原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	大東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	和泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	箕面市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	柏原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	羽曳野市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	門真市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	摂津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	高石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	藤井寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	東大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	泉南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	四條畷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	交野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	大阪狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	阪南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	島本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	能勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	忠岡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	熊取町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	田尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	岬町	●	×	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	○	○	○	○	
大阪府	太子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	河南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット・ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実にな生じている場合にのみ、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
合計	○:実施している(文書有)	38	37	38	35	37	34	36	28	36	36	10	5	5	13	/	/	/	/	/	/		
	●:実施している(文書無)	1	0	2	5	3	5	4	11	4	4	9	17	18	11	/	/	/	/	/	/		
	×:実施していない	1	3	0	0	0	1	0	1	0	0	21	18	17	16	/	/	/	/	/	/		
	○:該当する															30	7	29	32	2	0		

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している（文書への記載有）」 「●:実施している（文書への記載無）」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらしている被害の重大性を明瞭化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者について、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行っていない旨を定め、周知している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
奈良県	奈良市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○		○	○				
奈良県	大和高田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○			○	○			
奈良県	大和郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
奈良県	天理市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○			○	○			
奈良県	橿原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○			○	○			
奈良県	桜井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○			○	○			
奈良県	五條市	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×			○	○			
奈良県	御所市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
奈良県	生駒市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
奈良県	香芝市	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	○			
奈良県	葛城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×			○	○			
奈良県	宇陀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×			○	○			
奈良県	山添村	●	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×			○	○			
奈良県	平群町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
奈良県	三郷町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×						○	
奈良県	斑鳩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
奈良県	安堵町	○	○	×	×	●	●	●	●	○	×	×	×	×	○			○	○			
奈良県	川西町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×			○	○			
奈良県	三宅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
奈良県	田原本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×			○	○			
奈良県	曾爾村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○	○			
奈良県	御杖村	×	○	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×						○	
奈良県	高取町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×						○	
奈良県	明日香村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●			○	○			
奈良県	上牧町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
奈良県	王寺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●							
奈良県	広陵町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×							
奈良県	河合町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
奈良県	吉野町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×						○	
奈良県	大淀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●			○	○			
奈良県	下市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
奈良県	黒滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×			○	○			
奈良県	天川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
奈良県	野迫川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●							
奈良県	十津川村	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×			○	○			
奈良県	下北山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○			○	○			
奈良県	上北山村	●	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×						○	
奈良県	川上村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
奈良県	東吉野村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						○	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点に關する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
合計	○：実施している（文書有）	29	31	26	26	25	24	26	23	27	26	11	12	12	11	/	/	/	/	/	/	
	●：実施している（文書無）	4	0	7	6	14	15	13	16	5	4	10	12	12	12	/	/	/	/	/	/	
	×：実施していない	6	8	6	7	0	0	0	0	7	9	18	15	15	16	/	/	/	/	/	/	
	○：該当する	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	18	8	18	25	0	4

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらしている被害の方向性を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
和歌山県	和歌山市	x	x	○	○	○	○	○	○	○	○	x	●	●	x				○			
和歌山県	海南市	x	○	x	●	●	●	●	●	○	x	x	x	x	x			○				
和歌山県	橋本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x			○	○			
和歌山県	有田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	x	○						
和歌山県	御坊市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	x	x	x	x			○			
和歌山県	田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	○	x							
和歌山県	新宮市	○	x	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x							
和歌山県	岩出市	○	○	○	x	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x							
和歌山県	紀美野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	●	x			○			
和歌山県	かつらぎ町	x	x	●	●	●	●	●	●	x	x	x	●	●	x	○			○		○	
和歌山県	九度山町	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x							
和歌山県	高野町	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	x	●	●	x	○						
和歌山県	湯浅町	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	x	x	●	●							
和歌山県	広川町	○	x	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	x			○			
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x							
和歌山県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●			○				
和歌山県	日高町	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○			○	
和歌山県	由良町	x	x	x	x	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x				○			
和歌山県	印南町	x	○	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x						○	
和歌山県	みなべ町	x	x	●	x	●	●	●	●	x	x	x	x	●	x			○				
和歌山県	日高川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x				○			
和歌山県	白浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	○						
和歌山県	上富田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	x	x	x	x						
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	○						
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	x	x	x	x	○			○			
和歌山県	太地町	x	x	x	x	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x						○	
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○			○			
和歌山県	北山村	○	x	○	●	●	●	●	●	○	○	x	x	x	x							
和歌山県	串本町	○	○	○	●	○	○	○	x	○	○	x	x	x	x							
合計	○:実施している(文書有)	20	20	21	14	17	15	15	11	19	15	4	2	2	2							
	●:実施している(文書無)	2	0	4	10	11	13	13	16	4	6	4	7	11	4							
	x:実施していない	8	10	5	6	2	2	2	3	7	9	22	21	17	24							
	○:該当する															11	3	10	18	2	1	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「x:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に、受ける当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
鳥取県	鳥取市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○		○	○			
鳥取県	米子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○	○	○			
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	×	○	○	○				
鳥取県	境港市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	●	○	○	○				
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	若桜町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○				
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	湯梨浜町	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	●	●	×	○	○	○				
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	日吉津村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	大山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○				
鳥取県	南部町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○				
合計	○:実施している(文書有)	17	17	18	15	16	14	15	14	17	16	3	0	0	1								
	●:実施している(文書無)	2	0	1	4	3	5	4	5	2	3	3	4	4	4								
	×:実施していない	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13	15	15	14								
	○:該当する																6	2	13	11	0	0	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(11) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(12) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要な協力の実施	(13) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
島根県	松江市	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	●	●	●	×	○	○	○	○		
島根県	浜田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○		○	○		
島根県	出雲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
島根県	益田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○					
島根県	大田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○		
島根県	安来市	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
島根県	江津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
島根県	雲南市	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○		○	○	○	○
島根県	奥出雲町	●	○	○	○	○	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○		○			
島根県	飯南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
島根県	川本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	×	×	×	○			○	○	○
島根県	美郷町	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×		○			
島根県	邑南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○					
島根県	津和野町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●	○			○	○	
島根県	吉賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
島根県	海士町	○	○	×	×	●	●	●	●	○	○	○	×	×	×	×					○
島根県	西ノ島町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
島根県	知夫村	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○					○
島根県	隠岐の島町	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○		○			
合計	○:実施している(文書有)	12	15	14	14	11	11	11	7	11	9	2	1	0	2	8	6	11	13	3	2
	●:実施している(文書無)	4	0	4	4	7	7	6	9	5	6	5	5	6	2						
	×:実施していない	3	4	1	1	1	1	2	3	3	4	12	13	13	15						
	○:該当する																				

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実になっている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができなかった場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはいない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点的に取組むこと	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に、当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	○		○					
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○		○	○				
岡山県	玉野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○			○		
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○		○	○		
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○		○					
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	○		○					
岡山県	備前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○					
岡山県	瀬戸内市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○		○					
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○		○					
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○					
岡山県	美作市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○						
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	○		○					
岡山県	和気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○					
岡山県	早島町	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×						○		
岡山県	里庄町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		○						
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×					○			
岡山県	新庄村	○	○	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×					○			
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○		○					
岡山県	勝央町	●	×	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●	○		○					
岡山県	奈義町	×	×	●	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×					○			
岡山県	西粟倉村	●	×	●	○	●	●	●	●	●	●	×	×	●	×			○					
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○		○					
岡山県	美咲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○			○		
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			○			○		
合計	○:実施している(文書有)	20	20	19	20	20	17	17	14	19	17	9	5	3	2								
	●:実施している(文書無)	3	0	6	6	6	9	9	11	5	5	7	9	12	10								
	×:実施していない	3	6	1	0	0	0	0	1	2	4	10	12	11	14								
	○:該当する																14	5	19	16	4	0	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(11) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(12) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(13) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
広島県	呉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	●				○	○		
広島県	竹原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○				○		
広島県	三原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	×	○				○		
広島県	尾道市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○		○	○		
広島県	福山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
広島県	府中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○				○		
広島県	三次市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
広島県	東広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
広島県	廿日市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○				○		
広島県	江田島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
広島県	府中町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		○	○		
広島県	海田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
広島県	熊野町	●	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○				○		
広島県	坂町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	○		
広島県	安芸太田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
広島県	北広島町	○	○	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○				○		○
広島県	大崎上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○				○		
広島県	世羅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○				○		
合計	○:実施している(文書有)	20	21	19	19	20	20	20	17	19	19	8	6	6	7	/	/	/	/	/	/	/
	●:実施している(文書無)	2	0	1	1	2	2	2	5	1	1	6	11	12	10	/	/	/	/	/	/	/
	×:実施していない	0	1	2	2	0	0	0	0	2	2	8	5	4	5	/	/	/	/	/	/	/
	○:該当する															14	2	15	20	0	1	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
山口県	下関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○	○	○	○			
山口県	宇部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○			
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○			
山口県	萩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○			
山口県	防府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○			
山口県	下松市	●	×	○	○	●	●	●	●	●	×	×	×	×	●	○			○				
山口県	岩国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○		
山口県	光市	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○			
山口県	長門市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
山口県	柳井市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○			
山口県	美祿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○			
山口県	周南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○			
山口県	山陽小野田市	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○			
山口県	周防大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山口県	和木町	○	○	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○				
山口県	上関町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○			
山口県	田布施町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
山口県	平生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○			
山口県	阿武町	○	×	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○	○			
合計	○：実施している（文書有）	15	14	16	14	13	13	12	11	14	14	4	2	1	6								
	●：実施している（文書無）	2	0	1	3	5	5	5	6	4	3	5	5	6	7								
	×：実施していない	2	5	2	2	1	1	2	2	1	2	10	12	12	6								
	○：該当する															16	4	13	12	4	0		

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点的に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要な協力の実施	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
徳島県	徳島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○	○				
徳島県	鳴門市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	×	○		○	○			
徳島県	小松島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
徳島県	阿南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○		
徳島県	吉野川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○		○	○				
徳島県	阿波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
徳島県	美馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○		
徳島県	三好市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○		
徳島県	勝浦町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○				
徳島県	上勝町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○		○					
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○				
徳島県	石井町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○		○				○	
徳島県	神山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×		○			○		
徳島県	牟岐町	×	×	○	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○		○	○	○			
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○	○				
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○		○					
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○					○		
徳島県	北島町	×	×	●	●	●	●	●	×	×	●	×	×	×	×	○					○		
徳島県	藍住町	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	×	×	×	×		○	○				
徳島県	板野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○		○	○				
徳島県	上板町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○		○	○				
徳島県	つるぎ町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○					
徳島県	東みよし町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				
合計	○:実施している(文書有)	19	19	20	17	18	18	18	14	19	19	9	5	4	5								
	●:実施している(文書無)	0	0	4	7	6	6	5	9	3	2	6	11	12	8								
	×:実施していない	5	5	0	0	0	0	1	1	2	3	9	8	8	11								
	○:該当する															10	5	18	13	5	1		

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
香川県	高松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○			
香川県	丸亀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○			
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	×	○	○	○	○	○			
香川県	普通寺市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○			
香川県	観音寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○			
香川県	さぬき市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	×	○	○	○	○	○			
香川県	東かがわ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	×	×	○	○	○	○	○			
香川県	三豊市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
香川県	土庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	×	○	○	○	○			
香川県	小豆島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○			
香川県	三木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
香川県	直島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○			
香川県	宇多津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
香川県	綾川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
香川県	琴平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
香川県	多度津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
香川県	まんのう町	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	×		○	○	○				
合計	○:実施している(文書有)	16	16	16	15	15	14	15	14	15	15	5	5	5	6								
	●:実施している(文書無)	1	0	1	2	2	3	2	3	2	2	9	10	10	6								
	×:実施していない	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2	5								
	○:該当する																14	4	15	14	0	0	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点的に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に、受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合に、受けた場合における当該職員に要する協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
愛媛県	松山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	今治市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	宇和島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	八幡浜市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	新居浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	西条市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	大洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	伊予市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	四国中央市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	西予市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	東温市	×	○	×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	●	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	久万高原町	●	×	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	砥部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	内子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	伊方町	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	松野町	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	×	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	鬼北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	愛南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
合計	○:実施している(文書有)	17	17	18	17	17	17	16	15	17	17	6	1	1	3								
	●:実施している(文書無)	1	0	1	1	2	3	4	4	0	0	2	7	8	6								
	×:実施していない	2	3	1	2	1	0	0	1	3	3	12	12	11	11								
	○:該当する																12	7	14	14	2	1	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
福岡県	大牟田市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	×	×	×	○			○	○		
福岡県	久留米市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
福岡県	直方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	飯塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		
福岡県	田川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	×	×	×	×	○	○	○		
福岡県	柳川市	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		○	○		○
福岡県	八女市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	筑後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	大川市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		○	○		
福岡県	行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○		○	○		
福岡県	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	中間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	小郡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
福岡県	筑紫野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	春日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
福岡県	大野城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	宗像市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
福岡県	太宰府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
福岡県	古賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
福岡県	福津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
福岡県	宮若市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
福岡県	嘉麻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
福岡県	朝倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	みやま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
福岡県	糸島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	那珂川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
福岡県	宇美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
福岡県	篠栗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
福岡県	志免町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	須恵町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	新宮町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	久山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
福岡県	粕屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福岡県	芦屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○		
福岡県	水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	岡垣町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○		
福岡県	遠賀町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
福岡県	小竹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	鞍手町	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○		○

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点的に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に受ける当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
福岡県	桂川町	x	x	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	●								○
福岡県	筑前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	○		○					
福岡県	東峰村	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○							○
福岡県	大刀洗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	x		○	○				
福岡県	大木町	x	x	○	●	○	○	○	○	x	x	x	●	●	x	○							○
福岡県	広川町	●	○	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	●	○	○	○					
福岡県	香春町	x	x	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	○				○			
福岡県	添田町	○	○	●	●	●	●	○	●	x	x	x	x	x	x	○			○				
福岡県	糸田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
福岡県	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○					
福岡県	大任町	x	x	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	○							
福岡県	赤村	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○							○
福岡県	福智町	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	x	●	●	●	○			○				
福岡県	苅田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○		○					
福岡県	みやこ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	○		○					
福岡県	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
福岡県	上毛町	x	x	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	○							○
福岡県	築上町	x	x	●	x	●	●	●	●	●	●	x	x	x	x	○							○
合計	○:実施している(文書有)	44	45	43	38	42	40	44	30	40	37	14	7	2	6								
	●:実施している(文書無)	3	0	11	13	10	12	9	22	7	8	10	18	26	17								
	x:実施していない	11	13	4	7	6	6	5	6	11	13	34	33	30	35								
	○:該当する															36	6	33	33	2			8

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「x:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に必要となる協力の実施	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
佐賀県	佐賀市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	●	●	×			○	○				
佐賀県	唐津市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○		○	○				
佐賀県	鳥栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●			○	○				
佐賀県	多久市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●			○	○				
佐賀県	伊万里市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×				○				
佐賀県	武雄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○			○	○			
佐賀県	鹿島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
佐賀県	小城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
佐賀県	嬉野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
佐賀県	神埼市	●	×	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×				○				
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
佐賀県	基山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○				
佐賀県	上峰町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×						○		
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
佐賀県	玄海町	×	×	●	●	●	●	×	○	○	○	×	×	×	×			○					
佐賀県	有田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
佐賀県	大町町	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						○		
佐賀県	江北町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○		
佐賀県	白石町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×				○				
佐賀県	太良町	×	×	●	●	●	×	●	●	○	×	×	×	×	×				○				
合計	○:実施している(文書有)	13	13	14	10	13	12	13	9	12	12	5	5	4	5								
	●:実施している(文書無)	2	0	4	8	6	6	5	10	5	4	7	7	8	5								
	×:実施していない	5	7	2	2	1	2	2	1	3	4	8	8	8	10								
	○:該当する																	8	2	10	13	1	2

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に、当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
長崎県	長崎市	○	○	○	●	○	●	○	●	○	○	×	●	●	×	○		○	○			
長崎県	佐世保市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○			
長崎県	島原市	○	×	○	●	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	○			○			
長崎県	諫早市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○			
長崎県	大村市	○	×	○	○	○	○	○	●	○	○	×	●	●	×	○			○			
長崎県	平戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○			○	○		
長崎県	松浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○			○	○		
長崎県	対馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○			○	○		
長崎県	壱岐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○		
長崎県	五島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
長崎県	西海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
長崎県	雲仙市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○	○		
長崎県	南島原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○			
長崎県	長与町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○			
長崎県	時津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
長崎県	東彼杵町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	●	●	○			○	○			
長崎県	川棚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			○				
長崎県	波佐見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×				○			
長崎県	小値賀町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			○	○			
長崎県	佐々町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×			○	○			
長崎県	新上五島町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○			○	○			
合計	○:実施している(文書有)	21	18	21	17	21	20	20	12	21	21	7	3	2	4							
	●:実施している(文書無)	0	0	0	4	0	1	1	8	0	0	2	8	10	4							
	×:実施していない	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	12	10	9	13							
	○:該当する															15	4	14	18	0	0	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助						
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱い等を行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する重点的に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
熊本県	八代市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○		○				
熊本県	人吉市	○	○	○	●	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×		○					
熊本県	荒尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○			
熊本県	水俣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
熊本県	玉名市	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×		○					
熊本県	山鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	菊池市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	宇土市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	上天草市	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○					
熊本県	阿蘇市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○							○
熊本県	天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	合志市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	美里町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
熊本県	玉東町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○					
熊本県	南関町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	長洲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	和水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
熊本県	大津町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○				
熊本県	菊陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	南小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	小国町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×		○					○
熊本県	産山村	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		○					
熊本県	高森町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
熊本県	西原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	南阿蘇村	×	×	●	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×		○		○	○		
熊本県	御船町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	嘉島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
熊本県	益城町	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×							○
熊本県	甲佐町	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○							○
熊本県	山都町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○				
熊本県	水川町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	芦北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	津奈木町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	錦町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×					○		
熊本県	多良木町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○							○
熊本県	湯前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○				
熊本県	水上村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○	○			
熊本県	相良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
熊本県	五木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○							

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点に關する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関からの求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
熊本県	山江村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●			○				
熊本県	琢磨村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●			○				
熊本県	あさぎり町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●			○	○	○		
熊本県	苓北町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○		○		
合計	○:実施している(文書有)	26	30	27	26	25	23	23	19	25	25	7	2	1	10							
	●:実施している(文書無)	6	0	8	9	11	13	14	16	8	7	14	16	17	21							
	×:実施していない	12	14	9	9	8	8	7	9	11	12	23	26	26	13							
	○:該当する																	15	6	24	23	1

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の方(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
大分県	大分市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
大分県	別府市	○	○	○	○	●	●	●	●	×	●	×	●	●	×	○		○					
大分県	中津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
大分県	日田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					
大分県	佐伯市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
大分県	臼杵市	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○		○	○				
大分県	津久見市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○			
大分県	竹田市	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	×	×	×	●	○		○	○				
大分県	豊後高田市	●	×	●	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	×	○			○				
大分県	杵築市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
大分県	宇佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
大分県	豊後大野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○		○	○				
大分県	由布市	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	×	×	×	○	○		○	○	○			
大分県	国東市	●	×	○	●	○	○	●	●	○	○	×	×	×	×			○					
大分県	姫島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
大分県	日出町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
大分県	九重町	●	×	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○				○			
大分県	玖珠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○			○				
合計	○:実施している(文書有)	15	14	15	13	12	9	10	8	12	13	3	1	1	2	/	/	/	/	/	/	/	
	●:実施している(文書無)	3	0	3	5	6	9	8	10	3	3	5	8	8	6								
	×:実施していない	0	4	0	0	0	0	0	0	3	2	10	9	9	10								
	○:該当する																						11

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、周知している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する取組に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に受ける当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
宮城県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○			○	○	○			
宮城県	都城市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
宮城県	延岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	●	●	○	○	○	○	○				
宮城県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
宮城県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○				
宮城県	日向市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○				
宮城県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
宮城県	西都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
宮城県	えびの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○				
宮城県	三股町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
宮城県	高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
宮城県	国富町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
宮城県	綾町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		○		
宮城県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○	○				
宮城県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○				
宮城県	西米良村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○				
宮城県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
宮城県	川南町	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
宮城県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○				
宮城県	門川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
宮城県	諸塚村	●	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
宮城県	椎葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
宮城県	美郷町	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
宮城県	高千穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
宮城県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○				
宮城県	五ヶ瀬町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○				
合計	○:実施している(文書有)	19	19	19	18	15	13	15	11	17	17	3	2	1	5								
	●:実施している(文書無)	4	0	5	8	10	12	10	13	5	5	8	12	12	10								
	×:実施していない	3	7	2	0	1	1	1	2	4	4	15	12	13	11								
	○:該当する																13	4	15	20	1	1	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実になっている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する重点的に取組む取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から(2)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
鹿児島県	鹿児島市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○		○	○			
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	●	●	○	●	○	○	○	●	×	●	○	○	○	○			
鹿児島県	枕崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
鹿児島県	阿久根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
鹿児島県	出水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
鹿児島県	指宿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
鹿児島県	西之表市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○			
鹿児島県	垂水市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○			
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
鹿児島県	日置市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○			
鹿児島県	曾於市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○			
鹿児島県	霧島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○			
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○			
鹿児島県	南さつま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○			
鹿児島県	志布志市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
鹿児島県	奄美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○			
鹿児島県	南九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○			
鹿児島県	始良市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
鹿児島県	三島村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●					○	
鹿児島県	十島村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
鹿児島県	さつま町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○			
鹿児島県	長島町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○	
鹿児島県	湧水町	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	×	○		○			
鹿児島県	大崎町	×	×	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×			○			
鹿児島県	東串良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○			
鹿児島県	錦江町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		○	○			
鹿児島県	南大隅町	●	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×					○	
鹿児島県	肝付町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○			
鹿児島県	中種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
鹿児島県	南種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
鹿児島県	屋久島町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○		○			
鹿児島県	大和村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
鹿児島県	宇検村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
鹿児島県	瀬戸内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○	○	○		
鹿児島県	龍郷町	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○
鹿児島県	喜界町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○			
鹿児島県	徳之島町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○			
鹿児島県	天城町	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×		○	○			
鹿児島県	伊仙町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○			

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点的に関する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
沖縄県	那覇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宜野湾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	石垣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	浦添市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	名護市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	糸満市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	沖縄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	豊見城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	うるま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宮古島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	南城市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
沖縄県	国頭村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	大宜味村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	東村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	今帰仁村	×	×	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	本部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	恩納村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宜野座村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
沖縄県	金武町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	伊江村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
沖縄県	読谷村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	嘉手納町	●	×	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	北谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	北中城村	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	中城村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	西原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	与那原町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
沖縄県	南風原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	渡嘉敷村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	座間味村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
沖縄県	粟国村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
沖縄県	渡名喜村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	南大東村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
沖縄県	北大東村	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	伊平屋村	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	伊是名村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	久米島町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	八重瀬町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	多良間村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
沖縄県	竹富町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	セクシュアルハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況										2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況				3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合にのみ発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業主が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する重点に關する取組	(2) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(3) 他の行政機関から（2）の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
沖縄県	与那国町	×	×	●	●	●	●	●	×	●	×	×	×	×	×	×	○						
合計	○:実施している(文書有)	20	20	20	20	19	18	19	18	19	19	6	4	3	7								
	●:実施している(文書無)	5	0	11	10	15	16	15	14	11	10	7	12	13	11								
	×	16	21	10	11	7	7	7	9	11	12	28	25	25	23								
	○:該当する																19	11	21	14	6	7	

※セクシュアルハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法								
	1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
	(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者や状況に応じた適切な対応ができるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に配座の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
秋田県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
島根県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岡山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法								
	1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
	(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実化している場合、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができただけの場合、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができただけの場合、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経団等とした職員その他の職員の実情に応じた必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要な協力の実施	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
佐賀県	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	
宮崎県	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合計	○:実施している(文書有)	47	47	47	44	47	45	45	39	43	47	47	24	20	33							
	●:実施している(文書無)	0	0	0	3	0	2	2	8	4	0	0	23	27	14							
	×:実施していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	○:該当する															47	20	45	45	5	0	

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
	1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
	(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実になっている場合、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員とした職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
札幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
仙台市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○		
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○	○	○	○	○	○		
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
静岡市	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○		
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
熊本市	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
合計	○:実施している(文書有)	20	20	19	19	20	19	20	18	20	20	20	7	6	12								
	●:実施している(文書無)	0	0	1	1	0	1	0	2	0	0	0	12	12	8								
	×:実施していない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0								
	○:該当する															18	12	19	20	2	0		

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者や内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に実施する措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要と認められる措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○				
北海道	小樽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○				
北海道	旭川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○				
北海道	室蘭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○				
北海道	釧路市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	×	○	○	○	○				
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	北見市	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
北海道	夕張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○				
北海道	岩見沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	苫小牧市	●	×	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
北海道	稚内市	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
北海道	美唄市	●	×	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
北海道	芦別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○				
北海道	江別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	赤平市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		○		
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	士別市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
北海道	名寄市	●	×	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
北海道	三笠市	×	×	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		○		
北海道	根室市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		○		
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	滝川市	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		○		
北海道	砂川市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
北海道	歌志内市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		○		
北海道	深川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
北海道	富良野市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○				
北海道	登別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	恵庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	伊達市	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	北広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	石狩市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	北斗市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	新篠津村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○		○		
北海道	松前町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	福島町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		○		
北海道	知内町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○		○		
北海道	木古内町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には発生している場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員との職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確証に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行っているから旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
北海道	美幌町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○				
北海道	津別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○			
北海道	斜里町	×	×	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×		○		○			
北海道	清里町	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	×	×	×	○						
北海道	小清水町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○	
北海道	訓子府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○					
北海道	置戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●				○		
北海道	佐呂間町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	遠軽町	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×	○			○			
北海道	湧別町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	滝上町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	興部町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○			
北海道	西興部村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	雄武町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×					○		
北海道	大空町	×	×	×	×	●	●	●	●	○	●	●	×	×	×						○	
北海道	豊浦町	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○	
北海道	杜町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○	
北海道	白老町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○		○	○		
北海道	厚真町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	洞爺湖町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○		
北海道	安平町	○	×	●	●	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○	○		
北海道	むかわ町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	日高町	●	×	●	●	●	●	○	●	●	●	×	×	×	×	●		○	○			
北海道	平取町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○				
北海道	新冠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○					
北海道	浦河町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	様似町	×	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●			○			
北海道	えりも町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×		○			
北海道	新ひだか町	×	×	×	○	●	●	●	×	●	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	音更町	×	×	●	●	×	×	×	●	×	×	×	×	×	●	×					○	
北海道	土幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○					
北海道	上士幌町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	鹿追町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×			○			
北海道	新得町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○		
北海道	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
北海道	芽室町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○		
北海道	中札内村	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○			
北海道	更別村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
北海道	大樹町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×					○	
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわれない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者に対しては、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員は、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
青森県	青森市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○				○			
青森県	弘前市	○	×	○	○	○	○	○	●	○	○	×	×	×				○	○			
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○			○	○			
青森県	黒石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
青森県	五所川原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
青森県	十和田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
青森県	三沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○				
青森県	むつ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○				
青森県	つがる市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○	
青森県	平川市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						○	
青森県	平内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
青森県	今別町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○	
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
青森県	外ヶ浜町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○	
青森県	鵜ヶ沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
青森県	深浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○			
青森県	西目屋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×						○	
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○			
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
青森県	板柳町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×					○			
青森県	鶴田町	×	×	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×		○					
青森県	中泊町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×						○	
青森県	野辺地町	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○			○			
青森県	七戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
青森県	六戸町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○	
青森県	横浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
青森県	東北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
青森県	六ヶ所村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○	
青森県	おいらせ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○			
青森県	大間町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
青森県	東通村	×	×	×	●	●	●	×	●	×	×	×	×	×	×			○				
青森県	鳳間浦村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○	
青森県	佐井村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
青森県	三戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○				
青森県	五戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
青森県	田子町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○			
青森県	南部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○			
青森県	階上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○		○	○			
青森県	新郷村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○	○			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員が、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要となる措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○				○						
宮城県	塩竈市	×	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○									
宮城県	気仙沼市	×	×	×	×	●	×	●	×	×	×	×	×	×	×	○									
宮城県	白石市	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○			○						
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○			○		○				
宮城県	角田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●			○		○				
宮城県	多賀城市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○		○				
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○				
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○		○				
宮城県	栗原市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○		○				
宮城県	東松島市	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○				
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			○		○				
宮城県	富谷市	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	×	×	×			○		○				
宮城県	蔵王町	●	×	○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	×			○		○				
宮城県	七ヶ宿町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○				
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○			○		○				○
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●			○		○				
宮城県	柴田町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○		○				○
宮城県	川崎町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○		○				○
宮城県	丸森町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○		○				○
宮城県	亘理町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○		○				
宮城県	山元町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○		○				○
宮城県	松島町	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×			○		○				
宮城県	七ヶ浜町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×			○		○				
宮城県	利府町	×	×	○	●	●	●	●	●	●	○	○	●	×	×	×			○		○				○
宮城県	大和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●			○		○				
宮城県	大郷町	×	×	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×			○		○				
宮城県	大衡村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○				
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○		○				
宮城県	加美町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○		○				○
宮城県	涌谷町	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○		○				○
宮城県	美里町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○				
宮城県	女川町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○		○				
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×			○		○				○
合計	○:実施している(文書有)	20	18	24	19	17	14	17	13	13	20	20	3	4	5										
	●:実施している(文書無)	4	0	6	11	15	16	14	16	15	7	6	10	10	8										
	×:実施していない	10	16	4	4	2	4	3	5	6	7	8	21	20	21										
	○:該当する															15	6	19	17	1	8				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実に行われている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や労働者双方の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
秋田県	秋田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○						
秋田県	能代市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○		○	○						
秋田県	横手市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
秋田県	大館市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○									○
秋田県	男鹿市	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	○		○						
秋田県	湯沢市	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	×			○						
秋田県	鹿角市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	由利本荘市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	潟上市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
秋田県	大仙市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○								○
秋田県	北秋田市	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○								○
秋田県	にかほ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	仙北市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	小坂町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○							○	
秋田県	上小阿仁村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○							○	
秋田県	藤里町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○							○	
秋田県	三種町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	八峰町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○		○						
秋田県	五城目町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○								○
秋田県	八郎潟町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	井川町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○							○	
秋田県	大潟村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
秋田県	羽後町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
秋田県	東成瀬村	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○							○	
合計	○:実施している(文書有)	13	12	14	13	14	14	14	14	10	11	15	13	4	3	5									
	●:実施している(文書無)	2	0	5	6	6	6	6	9	6	0	2	6	7	2										
	×:実施していない	10	13	6	6	5	5	5	6	8	10	10	15	15	18										
	○:該当する																9	3	14	7	2			8	

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生している場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員、職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
山形県	山形市	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	×									
山形県	米沢市	●	×	○	○	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●		○	○						
山形県	鶴岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
山形県	酒田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○							
山形県	新庄市	○	×	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×		○						
山形県	寒河江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
山形県	上山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
山形県	村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○						
山形県	長井市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×						○			
山形県	天童市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
山形県	東根市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×		○							
山形県	尾花沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○					
山形県	南陽市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×									
山形県	山辺町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		○				○			
山形県	中山町	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×									
山形県	河北町	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×									
山形県	西川町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×				○					
山形県	朝日町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×					○				
山形県	大江町	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○				
山形県	大石田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
山形県	金山町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○			
山形県	最上町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○			
山形県	舟形町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		○	○	○	○				
山形県	真室川町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×						○			
山形県	大蔵村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○			
山形県	鮭川村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○			
山形県	戸沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○							
山形県	高島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×		○	○	○	○				
山形県	川西町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		○	○	○	○				
山形県	小国町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○			
山形県	白鷹町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×									
山形県	飯豊町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×		○	○	○	○				
山形県	三川町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×						○			
山形県	庄内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
山形県	遊佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
合計	○:実施している(文書有)	15	15	17	15	14	13	14	12	12	13	11	5	4	3									
	●:実施している(文書無)	5	0	12	13	14	15	13	15	16	9	8	6	9	6									
	×:実施していない	15	20	6	7	7	7	8	8	7	13	16	24	22	26									
	○:該当する																10	5	19	13	5	9		

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している(文書への記載有) 「●」:実施している(文書への記載無) 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者や状況に応じた適切な対応ができるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係が迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員が、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確証に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
福島県	福島市	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	×	×	×	○		○	○			
福島県	会津若松市	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○			○			
福島県	郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	○	○	○			
福島県	いわき市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○			
福島県	白河市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○			
福島県	須賀川市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×					○	
福島県	喜多方市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×					○	
福島県	相馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○			
福島県	二本松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○			
福島県	田村市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×					○	
福島県	南相馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○			
福島県	伊達市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○	○		
福島県	本宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○			
福島県	桑折町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○			
福島県	国見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○			
福島県	川俣町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○					○	
福島県	大玉村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	×					○	
福島県	鏡石町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×			○			
福島県	天栄村	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○					
福島県	下郷町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×						
福島県	檜枝岐村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	只見町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	●					○	
福島県	南会津町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	北塩原村	×	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	●	×	○					
福島県	西会津町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×					○	
福島県	磐梯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×			○	○		
福島県	猪苗代町	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×				○		
福島県	会津坂下町	○	×	●	●	●	●	●	●	○	●	●	×	×	×	×						
福島県	湯川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○			
福島県	柳津町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	三島町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○					
福島県	金山町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	昭和村	●	○	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○		○			
福島県	会津美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
福島県	西郷村	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	泉崎村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○		
福島県	中島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○					
福島県	矢吹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
福島県	棚倉町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	
福島県	矢祭町	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○					

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実になっている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経営者とした職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
福島県	塙町	○	○	○	●	○	○	○	×	●	○	○	○	×	×			○					
福島県	鮫川村	○	○	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
福島県	石川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○						
福島県	玉川村	○	×	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	●	×	○		○				
福島県	平田村	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○							
福島県	浅川町	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○	
福島県	古殿町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○				○			
福島県	三春町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×				○				
福島県	小野町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×							○	
福島県	広野町	●	×	●	●	●	●	×	●	●	●	●	×	×	×							○	
福島県	楢葉町	○	×	○	×	○	○	●	○	●	○	○	×	×	×							○	
福島県	富岡町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	●	○	×				○				
福島県	川内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
福島県	大熊町	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○	
福島県	双葉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
福島県	浪江町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×				○				
福島県	葛尾村	○	○	○	×	○	○	○	×	●	×	×	×	×	×	○							
福島県	新地町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×							○	
福島県	飯館村	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×				○				
合計	○:実施している(文書有)	27	26	25	19	22	21	21	14	17	22	22	7	5	2								
	●:実施している(文書無)	9	0	23	27	32	31	30	34	30	17	15	17	19	8								
	×:実施していない	23	33	11	13	5	7	8	11	12	20	22	35	35	49								
	○:該当する															20	8	12	22	1	19		

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらしている被害の程度を明らかにし、被害者に対する適切な対応を講じている	(2) ハラスメントの行為者について、真正に当該行為者であることを明らかにし、被害者に対する適切な対応を講じている	(3) 相談窓口をあらかじめ定め、相談窓口の設置状況、相談内容、対応方針、対応の内容及び費用の負担等について、被害者に周知・啓発している	(4) 相談窓口担当者及び相談窓口の設置状況、相談内容、対応方針、対応の内容及び費用の負担等について、被害者に周知・啓発している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に把握している	(6) 事実確認ができた場合には、被害者に対する適切な措置を講じている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を講じている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経営陣その他の職員その他の職員の実情に応じた必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じている	(11) 相談したこと、事実関係の確定に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
茨城県	水戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○	○		
茨城県	日立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○		
茨城県	土浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○	○	○		
茨城県	古河市	×	×	●	●	○	●	○	○	×	○	○	○	×	×			○	○		○
茨城県	石岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	
茨城県	結城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○	
茨城県	龍ヶ崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県	下妻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
茨城県	常総市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×		○	○	○	
茨城県	常陸太田市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○		○	○	○	
茨城県	高萩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
茨城県	北茨城市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○	○	○	
茨城県	笠間市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	
茨城県	取手市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	
茨城県	牛久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		○	○	○	
茨城県	つくば市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	
茨城県	ひたちなか市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×			○	○	○	
茨城県	鹿嶋市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○	○	○	
茨城県	潮来市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	
茨城県	常陸大宮市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	
茨城県	筑西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○	○	
茨城県	坂東市	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×		○	○	○	
茨城県	稲敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○	○	
茨城県	かすみがうら市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○	○	
茨城県	桜川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○	○	
茨城県	神栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	
茨城県	行方市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○		○	○	○	
茨城県	鉾田市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○		○	○	○	
茨城県	つくばみらい市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		○	○	○	
茨城県	小美玉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	
茨城県	茨城町	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×						○
茨城県	大洗町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○			○	○	○	
茨城県	城里町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○			○	○	○	
茨城県	東海村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
茨城県	大子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
茨城県	美浦村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○			○	○	○	
茨城県	阿見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
茨城県	河内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○	○	○	

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「×」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない			
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実化している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経団等とした職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
茨城県	八千代町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○				○					
茨城県	五霞町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○				○				
茨城県	境町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○				○				
茨城県	利根町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×					○				
合計	○:実施している(文書有)	27	23	29	26	29	25	27	24	20	28	26	5	4	8										
	●:実施している(文書無)	12	0	13	16	15	19	17	20	21	13	16	12	15	9										
	×:実施していない	5	21	2	2	0	0	0	0	3	3	2	27	25	27										
	○:該当する																17	9	31	26	0	2			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができただけの場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができただけの場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や受雇者等に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○					
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○		○	○		○			
栃木県	佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		○	○					
栃木県	鹿沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○					
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○				
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○					
栃木県	真岡市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○		○						
栃木県	大田原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		
栃木県	矢板市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
栃木県	那須塩原市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		○	○				
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○						
栃木県	那須烏山市	●	○	●	○	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○		○	○		○			
栃木県	下野市	○	×	○	●	●	●	●	●	●	○	○	×	●	●	●		○	○					
栃木県	上三川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
栃木県	益子町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						○		
栃木県	茂木町	●	×	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○							
栃木県	市貝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
栃木県	壬生町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×				○				
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
栃木県	塩谷町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						○		
栃木県	高根沢町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×								○	
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
栃木県	那珂川町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		○	○					
合計	○:実施している(文書有)	16	17	18	16	16	15	15	9	12	18	17	4	4	3									
	●:実施している(文書無)	4	0	5	7	7	8	8	13	9	3	4	7	8	6									
	×:実施していない	5	8	2	2	2	2	2	3	4	4	4	14	13	16									
	○:該当する															12	3	15	18	4	2			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者や、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に措置を講じている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員等が、必要に応じて業務体制を整備している	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護すること等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×			○	○					
群馬県	高崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○			○	○				
群馬県	桐生市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○					
群馬県	伊勢崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○					
群馬県	太田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○					
群馬県	沼田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
群馬県	館林市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×			○					
群馬県	渋川市	○	×	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×		○	○					
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
群馬県	富岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
群馬県	安中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○	○				
群馬県	みどり市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×			○	○				
群馬県	榛東村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○						
群馬県	吉岡町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×			○				○		
群馬県	上野村	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●				○					
群馬県	神流町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	×							○		
群馬県	下仁田町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○		○						
群馬県	南牧村	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		○							
群馬県	甘楽町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○						
群馬県	中之条町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○		
群馬県	長野原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			○					
群馬県	嬬恋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		
群馬県	草津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○					
群馬県	高山村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●		○		○				
群馬県	東吾妻町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○					
群馬県	片品村	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●		○	○					
群馬県	川場村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○		
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○						
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○							
群馬県	玉村町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○	○				
群馬県	板倉町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○	○				
群馬県	明和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●		○		○				
群馬県	千代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×								
群馬県	大泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○			○	○				
群馬県	邑楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					
合計	○:実施している(文書有)	21	21	20	18	20	17	18	13	15	19	19	3	3	4	/	/	/	/	/	/	/	/	
	●:実施している(文書無)	6	0	11	13	11	14	13	18	14	9	8	11	13	9									
	×:実施していない	8	14	4	4	4	4	4	4	6	7	8	21	19	22									
	○:該当する																							9

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している(文書への記載有) 「●」:実施している(文書への記載無) 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生している場合、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員、職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要となる措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
埼玉県	川越市	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	●	×	○	○	○	○	○				
埼玉県	熊谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○				
埼玉県	川口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	行田市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○				
埼玉県	秩父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	所沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	飯能市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	加須市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○	○				
埼玉県	本庄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	東松山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
埼玉県	春日部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
埼玉県	狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	羽生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
埼玉県	鴻巣市	○	×	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	深谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	上尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	草加市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
埼玉県	越谷市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
埼玉県	蕨市	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○	○	○				○
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	入間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
埼玉県	朝霞市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	志木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	和光市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	○	○	○	○				○
埼玉県	新座市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	桶川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	久喜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
埼玉県	北本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
埼玉県	八潮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	富士見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	三郷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
埼玉県	蓮田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	坂戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	幸手市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	鶴ヶ島市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○				○
埼玉県	日高市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	吉川市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
埼玉県	ふじみ野市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
埼玉県	白岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実になっている場合発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員等が、必要に応じて、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に、当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
埼玉県	三芳町	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○								
埼玉県	毛呂山町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×								○	
埼玉県	越生町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○					
埼玉県	滑川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
埼玉県	嵐山町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○					
埼玉県	小川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
埼玉県	川島町	●	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●	×	○	○					
埼玉県	吉見町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
埼玉県	鳩山町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○					
埼玉県	ときがわ町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○					
埼玉県	横瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○					
埼玉県	皆野町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○					
埼玉県	長瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
埼玉県	小鹿野町	×	×	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×							○		
埼玉県	東秩父村	○	○	○	○	●	○	●	○	●	○	○	○	×	×	×	○	○						
埼玉県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○						
埼玉県	神川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○					
埼玉県	上里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○						
埼玉県	寄居町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○						
埼玉県	宮代町	×	×	×	×	●	×	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○					
埼玉県	杉戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○					
埼玉県	松伏町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○					
合計	○:実施している(文書有)	44	41	44	40	42	39	41	34	38	42	43	5	4	10									
	●:実施している(文書無)	5	0	11	14	15	17	16	21	16	10	8	23	24	12									
	×:実施していない	13	21	7	8	5	6	5	7	8	10	11	34	34	40									
	○:該当する															28	12	41	42	0	5			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員としての職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
千葉県	銚子市	○	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	●	×	○			○				
千葉県	市川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○		
千葉県	船橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○			
千葉県	館山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	木更津市	×	×	×	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○			
千葉県	松戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	野田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○			
千葉県	茂原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	成田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	佐倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
千葉県	東金市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	習志野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○			
千葉県	柏市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
千葉県	勝浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
千葉県	市原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	流山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	八千代市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	我孫子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
千葉県	鴨川市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○			
千葉県	鎌ヶ谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	君津市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○			
千葉県	富津市	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
千葉県	浦安市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
千葉県	四街道市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			
千葉県	袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	八街市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
千葉県	印西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	白井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	富里市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	南房総市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○			
千葉県	匝瑳市	×	×	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○			
千葉県	香取市	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
千葉県	山武市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	いすみ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	大網白里市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
千葉県	酒々井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	神崎町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○			
千葉県	多古町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「×」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実になっている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経理等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
千葉県	東庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×		○	○	○							
千葉県	九十九里町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○								
千葉県	芝山町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○							
千葉県	横芝光町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
千葉県	一宮町	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	×	○									
千葉県	睦沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	
千葉県	長生村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
千葉県	白子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					
千葉県	長柄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			
千葉県	長南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			
千葉県	大多喜町	×	×	×	×	●	●	×	●	×	×	×	×	×	×	×						○				
千葉県	御宿町	×	×	×	×	●	●	●	○	●	●	●	○	●	●	●									○	
千葉県	鋸南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○			
合計	○:実施している(文書有)	45	45	45	39	44	42	44	35	39	45	43	13	13	11											
	●:実施している(文書無)	3	0	5	12	9	11	8	16	13	7	9	25	27	17											
	×:実施していない	5	8	3	2	0	0	1	2	1	1	1	15	13	25											
	○:該当する																29	11	39	36	5	1				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントが及ぼしている被害の程度を明らかにし、被害者に対する方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対応の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には発生している場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員が、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じている	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
東京都(市町村)	八王子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○	○						
東京都(市町村)	立川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○						
東京都(市町村)	武蔵野市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
東京都(市町村)	三鷹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○					
東京都(市町村)	青梅市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	府中市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○						
東京都(市町村)	昭島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	調布市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○						
東京都(市町村)	町田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○				
東京都(市町村)	小金井市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	小平市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	日野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	東村山市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	国分寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	国立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	福生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	柏江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	清瀬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	東久留米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	武蔵村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
東京都(市町村)	多摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
東京都(市町村)	稲城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	羽村市	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○				
東京都(市町村)	あきる野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	西東京市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	瑞穂町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
東京都(市町村)	日の出町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	檜原村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
東京都(市町村)	奥多摩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
東京都(市町村)	大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	利島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	新島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	神津島村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
東京都(市町村)	三宅村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○					
東京都(市町村)	御蔵島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東京都(市町村)	八丈町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○				
東京都(市町村)	青ヶ島村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○				
東京都(市町村)	小笠原村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、公正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実になっている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経理等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
富山県	富山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●				○	○					
富山県	高岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○				○					
富山県	魚津市	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○			○						
富山県	水見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	滑川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	黒部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	砺波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	小矢部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	南砺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	射水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	舟橋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	上市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○				
富山県	立山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	入善町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
富山県	朝日町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×	○									
合計	○:実施している(文書有)	14	14	13	13	12	9	12	10	9	11	13	1	0	6										
	●:実施している(文書無)	0	0	2	2	3	6	3	5	6	3	1	14	14	3										
	×:実施していない	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	6										
	○:該当する															12	3	13	7	0	0				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経理等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
石川県	金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○			○				
石川県	七尾市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×					○			
石川県	小松市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×					○			
石川県	輪島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
石川県	珠洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
石川県	羽咋市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×				○				
石川県	かほく市	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○				
石川県	白山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×				○				
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●				○				
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●				○				
石川県	川北町	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×				○				
石川県	津幡町	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○				
石川県	内灘町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○	
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
石川県	宝達志水町	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●				○				
石川県	中能登町	●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○				
石川県	穴水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
石川県	能登町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
合計	○:実施している(文書有)	12	11	12	9	11	9	10	7	9	11	11	3	3	3								
	●:実施している(文書無)	4	0	6	8	5	7	6	9	7	4	4	8	8	8								
	×:実施していない	3	8	1	2	3	3	3	3	3	4	4	8	8	8								
	○:該当する															5	1	11	16	0	1		

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実になじっている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員等が、必要措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
福井県	福井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●			○	○	○						
福井県	敦賀市	○	○	○	●	○	●	○	●	○	○	○	×	×	×				○	○	○					
福井県	小浜市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○		○	○	○						
福井県	大野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
福井県	勝山市	○	○	○	●	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○										
福井県	鯖江市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×											
福井県	あわら市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×											
福井県	越前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
福井県	坂井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
福井県	永平寺町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×											
福井県	池田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
福井県	南越前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
福井県	越前町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×											○
福井県	美浜町	●	×	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
福井県	高浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
福井県	おおい町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
福井県	若狭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
合計	○:実施している(文書有)	13	13	13	9	10	7	10	5	4	11	11	1	1	1											
	●:実施している(文書無)	3	0	3	7	5	8	5	9	11	2	2	6	6	4											
	×:実施していない	1	4	1	1	2	2	2	3	2	4	4	10	10	12											
	○:該当する																									

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員、その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要とすることを周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
長野県	長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	x	x	x	x			○	○					
長野県	松本市	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○				
長野県	上田市	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x				○				
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	飯田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x			○	○				
長野県	須坂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	○		○	○				
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x			○	○				
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x			○	○				
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x		○	○				
長野県	飯山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	茅野市	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○				
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x			○	○				
長野県	千曲市	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	○	○	○			○	○				
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	小海町	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	x	x	○		○	○		○		
長野県	川上村	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○				
長野県	南牧村	●	x	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			○	○		○		
長野県	南相木村	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○		○		
長野県	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	○	○				
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	御代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	立科町	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x			○	○				
長野県	青木村	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○				
長野県	長和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○	○			○	○				
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
長野県	富士見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	○		○	○				
長野県	原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	○		○	○		○		
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
長野県	箕輪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○				
長野県	飯島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	○				
長野県	南箕輪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	○			○	○				
長野県	中川村	●	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○				
長野県	宮田村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	x	x	x	○		○	○				
長野県	松川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「x」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生している場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員、職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要となる措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
岐阜県	岐阜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	大垣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	高山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	多治見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○				
岐阜県	関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○				
岐阜県	中津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	美濃市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	瑞浪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	羽島市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	恵那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	美濃加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	土岐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	各務原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	可児市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	山県市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
岐阜県	瑞穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
岐阜県	飛騨市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	本巣市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	郡上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	下呂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	海津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	岐南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	笠松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	養老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	垂井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	関ヶ原町	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	神戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	輪之内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
岐阜県	安八町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	揖斐川町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	大野町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	池田町	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	北方町	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	坂祝町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	富加町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
岐阜県	川辺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	七宗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
岐阜県	八百津町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	白川町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
岐阜県	東白川村	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実化している場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経営者としての職責に応じた職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
岐阜県	御嵩町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○					
岐阜県	白川村	●	×	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×				○	○				
合計	○:実施している(文書有)	31	30	32	31	29	29	28	22	24	30	30	8	8	14										
	●:実施している(文書無)	6	0	7	7	8	9	9	16	13	7	7	16	16	9										
	×:実施していない	5	12	3	4	5	4	5	4	5	5	5	18	18	19										
	○:該当する																23	5	25	26	3	5			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらしている被害の程度を明らかにし、被害者に対する適切な対応を講じている	(2) ハラスメントの行為者に対する適切な対応を講じている	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には発生している場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員が、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じている	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
静岡県	沼津市	○	×	○	●	○	○	○	●	●	○	○	×	×	×	○		○	○					
静岡県	熱海市	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○			○	○					
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○					
静岡県	富士宮市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
静岡県	伊東市	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○					
静岡県	島田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○					
静岡県	富士市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○					
静岡県	磐田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
静岡県	焼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
静岡県	掛川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○					
静岡県	藤枝市	×	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×	○	○	○	○					
静岡県	御殿場市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○				
静岡県	袋井市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○					
静岡県	下田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
静岡県	裾野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	湖西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
静岡県	伊豆市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		○			
静岡県	御前崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
静岡県	菊川市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
静岡県	伊豆の国市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	牧之原市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○					
静岡県	東伊豆町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	河津町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		○			
静岡県	南伊豆町	×	×	○	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	松崎町	×	×	●	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	西伊豆町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		○			
静岡県	函南町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	長泉町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	小山町	●	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	吉田町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	川根本町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○					
静岡県	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
合計	○:実施している(文書有)	14	14	17	13	13	12	12	11	9	15	15	4	4	15									
	●:実施している(文書無)	10	0	12	16	15	16	16	17	16	7	7	10	10	11									
	×:実施していない	9	19	4	4	5	5	5	5	8	11	11	19	19	7									
	○:該当する															22	7	20	19	1	3			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができなかった場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員、その他の職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要となる措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
愛知県	豊橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○				○					
愛知県	岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○				○					
愛知県	一宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○								
愛知県	瀬戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	半田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○		○			
愛知県	春日井市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	豊川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○					
愛知県	津島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
愛知県	碧南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	刈谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○				
愛知県	豊田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	安城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○				
愛知県	西尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
愛知県	蒲郡市	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
愛知県	犬山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○				
愛知県	常滑市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	江南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
愛知県	小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	稲沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	新城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	東海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○				
愛知県	大府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	知多市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	知立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○				
愛知県	尾張旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	高浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○				
愛知県	岩倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○				
愛知県	豊明市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○		○	○	○				
愛知県	日進市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
愛知県	田原市	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	愛西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	清須市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	北名古屋	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○				
愛知県	弥富市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	みよし市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○				
愛知県	あま市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○	○				
愛知県	長久手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	東郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○	○				
愛知県	豊山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
愛知県	大口町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるように、ハラスメントが現実になっている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経理等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
愛知県	扶桑町	○	○	○	●	○	●	○	●	●	○	○	×	×	●	○		○	○					
愛知県	大治町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
愛知県	蟹江町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○			
愛知県	飛島村	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×					○			
愛知県	阿久比町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×						○			
愛知県	東浦町	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	●	○			○					
愛知県	南知多町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●			○	○					
愛知県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○	○				
愛知県	武豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○			○	○				
愛知県	幸田町	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				
愛知県	設楽町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○					
愛知県	東栄町	×	×	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	●	×				○					
愛知県	豊根村	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○						
合計	○:実施している(文書有)	45	45	43	32	41	37	44	27	32	43	42	2	1	11									
	●:実施している(文書無)	3	0	9	20	11	15	8	24	18	7	8	23	25	16									
	×:実施していない	5	8	1	1	1	1	1	2	3	3	3	28	27	26									
	○:該当する															32	10	34	37	6	2			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが突発に生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員は、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
三重県	津市	○	○	○	●	●	●	○	●	●	○	●	●	●	○					○				
三重県	四日市市	○	○	○	×	○	○	○	●	○	○	○	×	×	○					○	○			
三重県	伊勢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○				○	○			
三重県	松阪市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○					○	○			
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○				○	○			
三重県	鈴鹿市	●	×	●	●	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×					○	○			
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○				○	○			
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○				○	○			
三重県	亀山市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×								○	
三重県	鳥羽市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○				○	○			
三重県	熊野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○				○	○			
三重県	いなべ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		○	
三重県	伊賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			
三重県	木曾岬町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○	○			
三重県	東員町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			
三重県	菟野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○				○	○			
三重県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	×	×	●	×				○	○			
三重県	川越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			
三重県	多気町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○	○			
三重県	明和町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○	○			
三重県	大台町	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×								○	
三重県	玉城町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○	○			
三重県	度会町	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×					○	○			
三重県	大紀町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×								○	
三重県	南伊勢町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○	○			
三重県	紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			
三重県	御浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×					○	○			
三重県	紀宝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○			
合計	○:実施している(文書有)	19	18	19	16	17	16	17	15	15	18	16	3	2	7									
	●:実施している(文書無)	6	0	8	10	9	9	9	11	11	7	7	9	11	8									
	×:実施していない	4	11	2	3	3	4	3	3	3	4	6	17	16	14									
	○:該当する															14	4	17	21	2	3			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経理等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×		○	○	○				
滋賀県	彦根市	○	×	○	●	○	○	○	○	×	●	○	○	×	×	×			○	○				
滋賀県	長浜市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
滋賀県	近江八幡市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
滋賀県	守山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○	○			
滋賀県	栗東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○				
滋賀県	甲賀市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○				
滋賀県	野洲市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×			○	○			
滋賀県	湖南市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○	○				
滋賀県	高島市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
滋賀県	東近江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
滋賀県	米原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
滋賀県	日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
滋賀県	竜王町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○	○			
滋賀県	愛荘町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
滋賀県	豊郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○				
滋賀県	甲良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
滋賀県	多賀町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×				○				
合計	○:実施している(文書有)	12	10	12	11	13	13	13	8	7	13	13	3	2	4									
	●:実施している(文書無)	6	0	6	7	5	5	5	9	11	5	5	10	11	7									
	×:実施していない	1	9	1	1	1	1	1	2	1	1	1	6	6	8									
	○:該当する																	8	3	11	17	1	0	

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況															2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助							
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員は、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない						
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○										
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
京都府	綾部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○								
京都府	宇治市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
京都府	宮津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○								
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
京都府	城陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
京都府	長岡京市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○							
京都府	八幡市	○	×	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○							
京都府	南丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○								
京都府	大山崎町	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○							○	
京都府	久御山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○								○
京都府	井手町	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○								○
京都府	宇治田原町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
京都府	笠置町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
京都府	和束町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○							
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○
京都府	南山城村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	○	○								○
京都府	京丹波町	●	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○								○
京都府	伊根町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○								
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○								
合計	○:実施している(文書有)	21	19	21	17	19	18	17	16	16	19	20	4	4	7												
	●:実施している(文書無)	2	0	4	7	5	6	7	8	6	2	1	7	9	4												
	×:実施していない	2	6	0	1	1	1	1	1	3	4	4	14	12	14												
	○:該当する																				16	2	13	14	1	2	

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法					
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助					
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者や、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生している場合発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要となる措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
大阪府	岸和田市	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	×	×	×			○	○		
大阪府	豊中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	池田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○			○			
大阪府	吹田市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	泉大津市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○		
大阪府	高槻市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×				○	
大阪府	貝塚市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×			○		
大阪府	守口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	枚方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
大阪府	茨木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	八尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	泉佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	富田林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		
大阪府	寝屋川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	松原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	大東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	和泉市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		
大阪府	箕面市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○	○		
大阪府	柏原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	羽曳野市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		
大阪府	門真市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	摂津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		
大阪府	高石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○		
大阪府	藤井寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
大阪府	東大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	泉南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		○
大阪府	四條畷市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○		○
大阪府	交野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○		
大阪府	大阪狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○		
大阪府	阪南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	島本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	能勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			
大阪府	忠岡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○				
大阪府	熊取町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○		
大阪府	田尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	岬町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○		
大阪府	太子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大阪府	河南町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○		

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者に対する方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者や内容や状況に応じた適切な対応ができるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員、職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護すること等を理由として必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確定に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
兵庫県	姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
兵庫県	尼崎市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	洲本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	芦屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	相生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	豊岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	加古川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	西脇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	宝塚市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
兵庫県	三木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	高砂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	川西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	小野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	三田市	×	×	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	
兵庫県	加西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	丹波篠山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	養父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	丹波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	淡路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	宍粟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	加東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	たつの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	猪名川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	多可町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	福美町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
兵庫県	播磨町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	市川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	福崎町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
兵庫県	神河町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	太子町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	上郡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	佐用町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	香美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	新温泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「×」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合にのみ発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経営者としての職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
合計	○:実施している(文書有)	21	21	20	20	21	19	20	19	17	19	18	10	11	9									
	●:実施している(文書無)	7	0	9	9	18	20	19	20	15	8	9	12	12	13									
	×:実施していない	11	18	10	10	0	0	0	0	7	12	12	17	16	17									
	○:該当する															14	8	13	24	0	9			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらさない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に配属の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員が、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
和歌山県	和歌山市	×	×	○	○	●	●	●	●	●	●	○	●	●	○					○				
和歌山県	海南市	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×							○		
和歌山県	橋本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○	○					
和歌山県	有田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○							
和歌山県	御坊市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○			○				
和歌山県	田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×								
和歌山県	新宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
和歌山県	紀の川市	●	×	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×					○				
和歌山県	岩出市	○	○	○	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×					○				
和歌山県	紀美野町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○					
和歌山県	かつらぎ町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×	○			○			○		
和歌山県	九度山町	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×			○	○					
和歌山県	高野町	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○			○				
和歌山県	湯浅町	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●					○				
和歌山県	広川町	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×								
和歌山県	美浜町	●	×	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○			○					
和歌山県	日高町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○			○			
和歌山県	由良町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×				○					
和歌山県	印南町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○		
和歌山県	みなべ町	×	×	●	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	●	×						○		
和歌山県	日高川町	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×			○					
和歌山県	白浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○							
和歌山県	上富田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×								
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○							
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	●	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○			○				
和歌山県	太地町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×							○		
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				
和歌山県	北山村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○					
和歌山県	串本町	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×			○					
合計	○:実施している(文書有)	17	15	20	14	15	14	14	10	12	17	15	1	2	3	11	2	10	18	2	3			
	●:実施している(文書無)	5	0	5	10	12	13	13	16	13	5	5	8	11	5									
	×:実施していない	8	15	5	6	3	3	3	4	5	8	10	21	17	22									
	○:該当する																							

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している(文書への記載有) 「●」:実施している(文書への記載無) 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経緯等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
鳥取県	鳥取市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○		○	○					
鳥取県	米子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○	○	○					
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○	○					
鳥取県	境港市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○					
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○							
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○							
鳥取県	智頭町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○					
鳥取県	八頭町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○						
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○						
鳥取県	湯梨浜町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○	○					
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○	○					
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○	○					
鳥取県	日吉津村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×									
鳥取県	大山町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×			○						
鳥取県	南部町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○						
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×									
鳥取県	日南町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○		○	○						
鳥取県	日野町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○							
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○		○	○						
合計	○:実施している(文書有)	11	11	15	12	13	11	11	11	8	15	15	0	0	1										
	●:実施している(文書無)	8	0	4	7	6	8	8	8	11	4	4	4	4	3										
	×:実施していない	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	15										
	○:該当する															6	2	14	11	0	0				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実になっている場合、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経理等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
島根県	松江市	●	×	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	●	×	○	○	○	○					
島根県	浜田市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×				○				
島根県	出雲市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○					
島根県	益田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○						
島根県	大田市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×				○				
島根県	安来市	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
島根県	江津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		○	○	○				
島根県	雲南市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×		○			○			
島根県	奥出雲町	●	×	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○						
島根県	飯南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
島根県	川本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●		○	○	○				
島根県	美郷町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○					
島根県	邑南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○					
島根県	津和野町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●				○	○			
島根県	吉賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
島根県	海士町	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×								○
島根県	西ノ島町	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○					
島根県	知夫村	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×								○
島根県	隠岐の島町	×	×	●	●	●	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○					
合計	○:実施している(文書有)	8	7	11	11	9	9	8	5	6	9	10	1	0	1									
	●:実施している(文書無)	7	0	7	7	9	9	9	11	12	7	4	5	6	2									
	×:実施していない	4	12	1	1	1	1	2	3	1	3	5	13	13	16									
	○:該当する															7	5	10	12	3	2			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員等に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	○		○						
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●			○	○				
岡山県	玉野市	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	×	×	○		○	○		○			
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	●	●		○		○	○			
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	総社市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○	
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●			○					
岡山県	備前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
岡山県	瀬戸内市	×	×	●	●	●	●	●	●	×	●	×	×	×	×	×	○	○	○	○				
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○				
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	×	×	○	○	○	○				
岡山県	美作市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○	
岡山県	浅口市	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×			○					
岡山県	和気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○					
岡山県	早島町	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×							○		
岡山県	里庄町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○						
岡山県	矢掛町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				○					
岡山県	新庄村	●	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×								○	
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	勝央町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○					
岡山県	奈義町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○					
岡山県	西粟倉村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	×			○					
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
岡山県	美咲町	●	×	●	●	●	×	×	●	●	●	●	×	×	×			○	○	○		○		
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○	○	○				
合計	○:実施している(文書有)	14	14	15	15	15	12	12	12	13	15	14	5	3	2									
	●:実施している(文書無)	5	0	6	8	8	10	10	10	7	5	5	8	10	8									
	×:実施していない	7	12	5	3	3	4	4	4	6	6	7	13	13	16									
	○:該当する																12	5	16	14	4		3	

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実になっている場合発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経緯等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
広島県	呉市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●			○	○				
広島県	竹原市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○				
広島県	三原市	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	●	●	×						○		
広島県	尾道市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○			
広島県	福山市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
広島県	府中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
広島県	三次市	●	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○			
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
広島県	東広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
広島県	廿日市市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○			
広島県	江田島市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×		○	○	○	○			
広島県	府中町	×	×	●	●	●	●	●	○	×	×	●	●	●	×		○	○	○	○			
広島県	海田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
広島県	熊野町	×	×	●	●	○	○	○	○	×	×	●	●	●	●						○		
広島県	坂町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		○	○	○	○			
広島県	安芸太田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
広島県	北広島町	○	○	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×						○		
広島県	大崎上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
広島県	世羅町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○			
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	●	○	○	○	○	○			
合計	○:実施している(文書有)	13	12	13	13	14	14	14	14	13	13	13	6	6	6								
	●:実施している(文書無)	5	0	7	7	8	8	8	8	8	6	5	10	12	11								
	×:実施していない	4	10	2	2	0	0	0	0	1	3	4	6	4	5								
	○:該当する															12	3	13	19	1	3		

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
山口県	下関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○		○						
山口県	宇部市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○					
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
山口県	萩市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○						
山口県	防府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○						
山口県	下松市	●	×	○	○	●	●	●	●	×	●	×	×	×	×	○	○	○	○						
山口県	岩国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	光市	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	×	×	×	○	○	○	○						
山口県	長門市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○						
山口県	柳井市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	○	○	○						
山口県	美祿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
山口県	周南市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○						
山口県	山陽小野田市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○						○	
山口県	周防大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
山口県	和木町	●	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○						
山口県	上関町	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○						○
山口県	田布施町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
山口県	平生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
山口県	阿武町	●	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○						○
合計	○:実施している(文書有)	11	11	13	11	10	10	10	9	10	11	10	10	0	0	5									
	●:実施している(文書無)	6	0	3	5	7	7	7	8	6	6	6	6	6	6	7									
	×:実施していない	2	8	3	3	2	2	2	2	3	2	3	13	13	7										
	○:該当する																13	2	11	12	3	1			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法									
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット・ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
徳島県	徳島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○	○							
徳島県	鳴門市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	小松島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	阿南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
徳島県	吉野川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	阿波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	美馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
徳島県	三好市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	勝浦町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○						
徳島県	上勝町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○						○
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○					
徳島県	石井町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○
徳島県	神山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
徳島県	牟岐町	×	×	○	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	○	○	○	○	○		○				
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○						○
徳島県	北島町	×	×	●	●	●	●	●	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×						○
徳島県	藍住町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		○				○
徳島県	板野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
徳島県	上板町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
徳島県	つるぎ町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○						
徳島県	東みよし町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
合計	○:実施している(文書有)	18	18	19	17	17	17	17	14	16	19	18	4	4	5											
	●:実施している(文書無)	1	0	5	7	7	7	7	9	8	4	3	13	13	9											
	×:実施していない	5	6	0	0	0	0	0	1	0	1	3	7	7	10											
	○:該当する															10	4	18	13	5						2

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している(文書への記載有) 「●」:実施している(文書への記載無) 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントが ^あ つてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実 ^に 生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当する ^か 否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員等 ^の 他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
香川県	高松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○				
香川県	丸亀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○				
香川県	坂出市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○	○				
香川県	普通寺市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○				
香川県	観音寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○				
香川県	さぬき市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○	○				
香川県	東かがわ市	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○				
香川県	三豊市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
香川県	土庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○				
香川県	小豆島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○				
香川県	三木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
香川県	直島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○					
香川県	宇多津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
香川県	綾川町	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○					
香川県	琴平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○				
香川県	多度津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
香川県	まんのう町	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	×		○	○	○				
合計	○:実施している(文書有)	15	16	16	15	15	14	15	14	14	15	15	5	5	6								
	●:実施している(文書無)	2	0	1	2	2	3	2	3	3	2	2	10	10	6								
	×:実施していない	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	5								
	○:該当する																14	4	15	14	0	0	

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
愛媛県	松山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○		○	○	○	○			
愛媛県	今治市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○	○	○	○				
愛媛県	宇和島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
愛媛県	八幡浜市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	×			○	○					
愛媛県	新居浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○	○					
愛媛県	西条市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	×	○	○	○	○					
愛媛県	大洲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○				
愛媛県	伊予市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
愛媛県	四国中央市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●	○	○	○	○	○				
愛媛県	西予市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○				
愛媛県	東温市	×	×	×	×	×	●	●	×	○	×	×	×	×	×			○	○					
愛媛県	上島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●			○	○		○			
愛媛県	久万高原町	×	×	●	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×							○		
愛媛県	松前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○					
愛媛県	砥部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○					
愛媛県	内子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○	○					
愛媛県	伊方町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×							○		
愛媛県	松野町	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○				
愛媛県	鬼北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
愛媛県	愛南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○				
合計	○:実施している(文書有)	17	16	18	17	17	17	16	15	17	17	17	0	0	3									
	●:実施している(文書無)	0	0	1	1	2	3	4	4	3	0	0	7	8	6									
	×:実施していない	3	4	1	2	1	0	0	1	0	3	3	13	12	11									
	○:該当する																12	5	14	13	2	2		

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、適切に被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員は、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要とする措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
福岡県	大牟田市	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	×	×	○			○	○				
福岡県	久留米市	×	×	○	●	●	●	●	×	●	×	×	×	×		○	○					
福岡県	直方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
福岡県	飯塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○				
福岡県	田川市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○	
福岡県	柳川市	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×							○	
福岡県	八女市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		○		
福岡県	筑後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	大川市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×								
福岡県	行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○			
福岡県	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	中間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	小郡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○			
福岡県	筑紫野市	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○		
福岡県	春日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○			
福岡県	大野城市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○		
福岡県	宗像市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○			
福岡県	太宰府市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○			○	
福岡県	古賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
福岡県	福津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○			
福岡県	宮若市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○		
福岡県	嘉麻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○			
福岡県	朝倉市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○		○
福岡県	みやま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○			
福岡県	糸島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	那珂川市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○			
福岡県	宇美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○			
福岡県	篠栗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○			
福岡県	志免町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	須恵町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	新宮町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○			
福岡県	久山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○		
福岡県	粕屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
福岡県	芦屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県	岡垣町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	○	○	○		○	
福岡県	遠賀町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○				
福岡県	小竹町	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
福岡県	鞍手町	×	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○	○			○	

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「×」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経理等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知									
長崎県	長崎市	○	○	○	●	○	●	○	●	●	○	○	●	●	×	○		○	○					
長崎県	佐世保市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
長崎県	島原市	○	×	○	●	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	○		○	○					
長崎県	諫早市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
長崎県	大村市	○	×	○	○	○	○	○	●	●	○	○	×	●	×	○		○	○					
長崎県	平戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	●	●	●			○	○					
長崎県	松浦市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○					
長崎県	対馬市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	壱岐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
長崎県	五島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	西海市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	雲仙市	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
長崎県	南島原市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
長崎県	長与町	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	×	×	×		○	○						
長崎県	時津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	東彼杵町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○		○	○					
長崎県	川棚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
長崎県	波佐見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○						
長崎県	小値賀町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	○	○	×	×	×		○		○					
長崎県	佐々町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
長崎県	新上五島町	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○						
合計	○:実施している(文書有)	19	17	19	15	19	18	19	11	10	19	19	3	2	4	15	4	13	18	0	0			
	●:実施している(文書無)	1	0	2	6	2	3	2	9	10	2	7	2											
	×:実施していない	1	4	0	0	0	0	0	1	1	0	0	11	10	15									
	○:該当する																							

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している(文書への記載有) 「●」:実施している(文書への記載無) 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがもたらしている被害の程度を明らかにし、被害者に対する支援の体制を整備している	(2) ハラスメントの行為者に対する指導・懲戒等の措置を講じている	(3) 相談窓口をあらかじめ定め、相談窓口の設置・運営に努めている	(4) 相談窓口の担当者、内容や状況に応じた適切な対応ができるよう、ハラスメントが現実化している場合、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護すること等を理由とするために必要な措置を講じている	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行っていない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合に必要となる協力の実施	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合に必要となる協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
熊本県	八代市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○		○				
熊本県	人吉市	○	○	○	●	○	○	○	×	●	○	○	×	×	×			○				
熊本県	荒尾市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				○			
熊本県	水俣市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●			○				
熊本県	玉名市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×				○			
熊本県	山鹿市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×							○
熊本県	菊池市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	宇土市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	上天草市	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
熊本県	阿蘇市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○				○			
熊本県	天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	合志市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	美里町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
熊本県	玉東町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	●	○	○	○	○	○	
熊本県	南関町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	長洲町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	和水町	●	×	●	●	●	●	●	×	●	○	○	○	×	×	○						
熊本県	大津町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
熊本県	菊陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	南小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	小国町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○				
熊本県	産山村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			○				
熊本県	高森町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
熊本県	西原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	南阿蘇村	×	×	●	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×			○		○	○	
熊本県	御船町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	嘉島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	益城町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×							○
熊本県	甲佐町	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×							○
熊本県	山都町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○						
熊本県	水川町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○	○	○	○	
熊本県	芦北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	津奈木町	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	錦町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×							○
熊本県	多良木町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							○
熊本県	湯前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○						
熊本県	水上村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○		○	○	○	○	
熊本県	相良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
熊本県	五木村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●			○				

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法						
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない	
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経営者としての職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に對する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
熊本県	山江村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●			○					
熊本県	琢磨村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●			○					
熊本県	あさぎり町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○	○	○	○		
熊本県	苓北町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			○		○			
合計	○:実施している(文書有)	21	23	21	21	20	18	20	16	16	21	21	1	1	9								
	●:実施している(文書無)	9	0	14	14	16	18	17	18	18	12	11	16	16	21								
	×:実施していない	14	21	9	9	8	8	7	10	10	11	12	27	27	14								
	○:該当する																	12	6	22	23	1	8

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」:実施している(文書への記載有) 「●」:実施している(文書への記載無) 「×」:実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」:該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法										
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況			3. 第三者による紛争解決援助			通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない		
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要な協力の実施	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知											
大分県	大分市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○						
大分県	別府市	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	×	○	●	●	×			○							
大分県	中津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○						
大分県	日田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○						
大分県	佐伯市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
大分県	臼杵市	○	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○	○						
大分県	津久見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○						
大分県	竹田市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○							
大分県	豊後高田市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	×			○							
大分県	杵築市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○						
大分県	宇佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
大分県	豊後大野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○			○	○						
大分県	由布市	●	×	○	○	●	●	●	●	●	●	○	○	×	×	○			○							
大分県	国東市	●	×	○	●	○	●	●	●	●	○	○	×	×	×			○								
大分県	姫島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○						
大分県	日出町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
大分県	九重町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●										
大分県	玖珠町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○						
合計	○:実施している(文書有)	12	11	13	11	11	9	10	7	8	10	12	1	1	2											
	●:実施している(文書無)	6	0	5	7	7	9	8	11	10	6	5	8	8	6											
	×:実施していない	0	7	0	0	0	0	0	0	0	2	1	9	9	10											
	○:該当する																9	4	11	14	0					0

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組														職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況												2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員が、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知								
宮城県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○			○	○	○			
宮城県	都城市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					○			
宮城県	延岡市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○			○				
宮城県	日南市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○							
宮城県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×	×			○	○			
宮城県	日向市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○			
宮城県	串間市	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	●			○	○			
宮城県	西都市	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×			○	○			
宮城県	えびの市	●	×	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		
宮城県	三股町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
宮城県	高原町	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×					○		
宮城県	国富町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○	○			
宮城県	綾町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×					○		
宮城県	高鍋町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○			
宮城県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
宮城県	西米良村	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
宮城県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
宮城県	川南町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					○		
宮城県	都農町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	○			
宮城県	門川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
宮城県	諸塚村	●	×	×	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×			○	○			
宮城県	椎葉村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○						
宮城県	美郷町	×	×	×	×	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×					○		
宮城県	高千穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
宮城県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×			○	○			
宮城県	五ヶ瀬町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○			
合計	○:実施している(文書有)	9	8	11	11	7	9	8	6	3	9	10	0	0	4								
	●:実施している(文書無)	8	0	10	12	16	15	16	17	17	9	8	13	13	10								
	×:実施していない	9	18	5	3	3	2	2	3	6	8	8	13	13	12								
	○:該当する															9	4	9	18	1	5		

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあらわにならない方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じた適切に対応できるように、ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員、職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したことを等々理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあった場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
鹿児島県	鹿児島市	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○		○	○			
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	枕崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	阿久根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	出水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	指宿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	西之表市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	○	○	○	○	○		
鹿児島県	垂水市	○	×	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○		
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	日置市	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	曾於市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	霧島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	南さつま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	志布志市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	奄美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	南九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	始良市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○		
鹿児島県	三島村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	×	×	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	十島村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	さつま町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	長島町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	湧水町	○	×	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	大崎町	×	×	●	×	●	●	●	●	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	東串良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	錦江町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	南大隅町	●	○	×	●	●	●	●	●	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	
鹿児島県	肝付町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○		
鹿児島県	中種子町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鹿児島県	南種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	屋久島町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	大和村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	宇検村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	瀬戸内町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	龍郷町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
鹿児島県	喜界町	×	×	●	●	●	●	●	●	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	徳之島町	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	天城町	○	○	●	●	●	●	●	●	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○		
鹿児島県	伊仙町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○：実施している（文書への記載有）」 「●：実施している（文書への記載無）」 「×：実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○：該当する」

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組													職員への周知・啓発方法							
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、庁内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるように、ハラスメントが現実発生している場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や従業員は、行為者に対する措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知							
沖縄県	那覇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宜野湾市	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	石垣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	浦添市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	名護市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	糸満市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	沖縄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	豊見城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	うるま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宮古島市	●	×	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	○	○	○	○	○	○
沖縄県	南城市	×	×	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
沖縄県	国頭村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	大宜味村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	東村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	今帰仁村	×	×	●	×	●	●	●	●	●	●	×	×	●	●	●	○	○	○	○	○	○
沖縄県	本部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	恩納村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	宜野座村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	金武町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	伊江村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	読谷村	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	嘉手納町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	北谷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	北中城村	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	中城村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	西原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	与那原町	×	×	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	南風原町	×	×	●	●	×	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	渡嘉敷村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	座間味村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	粟国村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	渡名喜村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	南大東村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	北大東村	×	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	伊平屋村	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	伊是名村	×	×	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	×	○	○	○	○	○	○
沖縄県	久米島町	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	八重瀬町	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	多良間村	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	竹富町	×	×	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○」：実施している（文書への記載有） 「●」：実施している（文書への記載無） 「×」：実施していない

※職員への周知・啓発方法・・・「○」：該当する

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務

都道府県名	団体名	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組															職員への周知・啓発方法								
		1. 雇用管理上の措置義務の履行状況											2. 公務部門における上乗せ事項の対応状況		3. 第三者による紛争解決援助		通知	パンフレット、ポスター	HP、戸内イントラネット	研修・講習	その他	いずれも実施していない			
		(1) ハラスメントの内容と、ハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(2) ハラスメントの行為者については、真正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	(3) 相談窓口をあらかじめ定めている	(4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じて適切に対応できるようにし、ハラスメントが現実には生じている場合に発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか微妙な場合であっても、広く相談に対応している	(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している	(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	(8) 再発防止に向けた措置を講じている	(9) 業務体制の整備など、事業主や経団等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	(1) 他の行政機関の職員からハラスメントを受けた場合における必要な協力の実施	(2) 他の行政機関から(1)の求めがあつた場合における必要な協力の実施	人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知										
沖縄県	与那国町	×	×	●	●	●	●	●	×	×	●	×	×	×	×	×		○							
合計	○:実施している(文書有)	18	19	18	17	17	16	17	16	15	16	17	5	2	6										
	●:実施している(文書無)	5	0	13	13	16	18	17	16	17	12	10	11	14	12										
	×:実施していない	18	22	10	11	8	7	7	9	9	13	14	25	25	23										
	○:該当する																19	9	20	14	7	8			

※妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するための取組・・・「○:実施している(文書への記載有)」 「●:実施している(文書への記載無)」 「×:実施していない」

※職員への周知・啓発方法・・・「○:該当する」